

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月16日
【会社名】	地盤ネット株式会社
【英訳名】	Jibannet Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 強
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目7番9号
【電話番号】	03 - 6265 - 1803
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 齊藤 福光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目7番9号
【電話番号】	03 - 6265 - 1803
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 齊藤 福光
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 235,008,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 288,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 84,240,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	384,000(注)2	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1 平成24年11月16日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成24年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成24年11月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成24年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成24年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	384,000	235,008,000	254,361,600
計(総発行株式)	384,000	235,008,000	254,361,600

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成24年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の全額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(720円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は276,480,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成24年12月13日(木) 至 平成24年12月18日(火)	未定 (注) 4	平成24年12月20日(木)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成24年12月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成24年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成24年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成24年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成24年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は増加させない旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

- 5 株式受渡期日は、平成24年12月21日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込みに先立ち、平成24年12月5日から平成24年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 深川支店	東京都江東区門前仲町二丁目5番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込金 として、平成24年12月 20日までに払込取扱 場所へ引受価額と同 額を払込むこととい たします。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との 差額の総額は引受人 の手取金となります。
みずほインベスターズ証券 株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号		
S M B C フレンド証券株式 会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番2号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計		384,000	

- (注) 1 平成24年12月4日開催予定の取締役会において引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
 2 上記引受人と発行価格決定日(平成24年12月12日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
254,361,600	4,600,000	249,761,600

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(720円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額249,761千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限77,500千円と合わせて、知名度向上や拡販のための広告宣伝費及び収益拡大による売上債権増加に伴う運転資金として、平成25年3月期に75,274千円、平成26年3月期に122,138千円、平成27年3月期に残額分を充当する計画であります。なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

## 第2 【売出要項】

## 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成24年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	400,000	288,000,000	千葉県八千代市 山本 強 400,000株
計(総売出株式)		400,000	288,000,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(720円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成24年 12月13日(木) 至 平成24年 12月18日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成24年12月12日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し		
	入札方式のうち 入札によらない売出し		
普通株式	ブックビルディング 方式	117,000	84,240,000 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 117,000株
計(総売出株式)		117,000	84,240,000

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。



- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成24年11月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(720円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1	自 平成24年 12月13日(木) 至 平成24年 12月18日(火)	100	未定 (注)1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
  - 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
  - 4 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】****1 東京証券取引所マザーズへの上場について**

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

**2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について**

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本強(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成24年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 117,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は増加させないものとする。(注) 2
(4)	払込期日	平成25年1月21日(月)

(注) 1 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成24年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成24年12月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成24年12月21日から平成25年1月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3 ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である山本強、当社株主である Houseepo Pte.Ltd.及びAsia Web Media Pte.Ltd.は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成25年3月20日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成24年11月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 裏表紙に当社の社章



を記載いたします。

(2) 表紙の次に「事業の概況」～「業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

Index 01

## 事業の概況

住宅の建築に当たっては、工務店、住宅設計事務所及びハウスメーカー（以下、工務店等という）は、地盤調査を実施し、住宅基礎仕様を決定する義務を負います。地盤調査を行った結果、現状のままでは住宅を支持するために十分な強度がない状態の地盤であると地盤業者が判断した場合、地盤改良工事を実施する必要があります。

一般的に、当社が属する地盤業界においては、地盤調査、地盤解析、地盤改良工事が同一の事業者により行われているケースが多い中、当社は、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、第三者の立場かつ専門家としての見地から地盤改良工事の要・不要についての判定情報を工務店等に提供することができます。

当社は、消費者と地盤改良工事を施工する地盤業者との間に存在する情報格差を解消することにより、より低コスト・短納期の住宅建築を目指し、消費者の視点に立った地盤解析事業を展開しております。

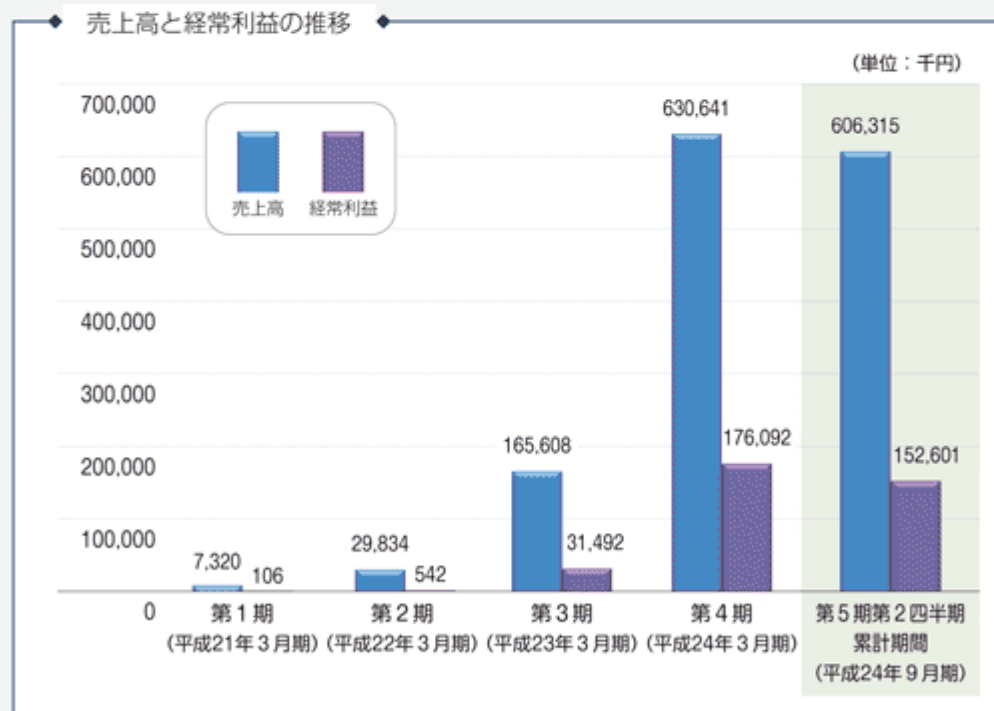
一般的な地盤業界における重点業務



当社における重点業務



● ……重点をおく業務



※1 住宅を建てる際の地盤改良工事とは、敷地面積の大部分で軟弱と評価された住宅地盤に対し、住宅が傾いたり、沈んだりしないよう人工的に地盤の強度を高める工事であります。主な工事の手法として、地中にコンクリート柱や鉄柱を埋めることによって、地盤の強度を高める方法があります。

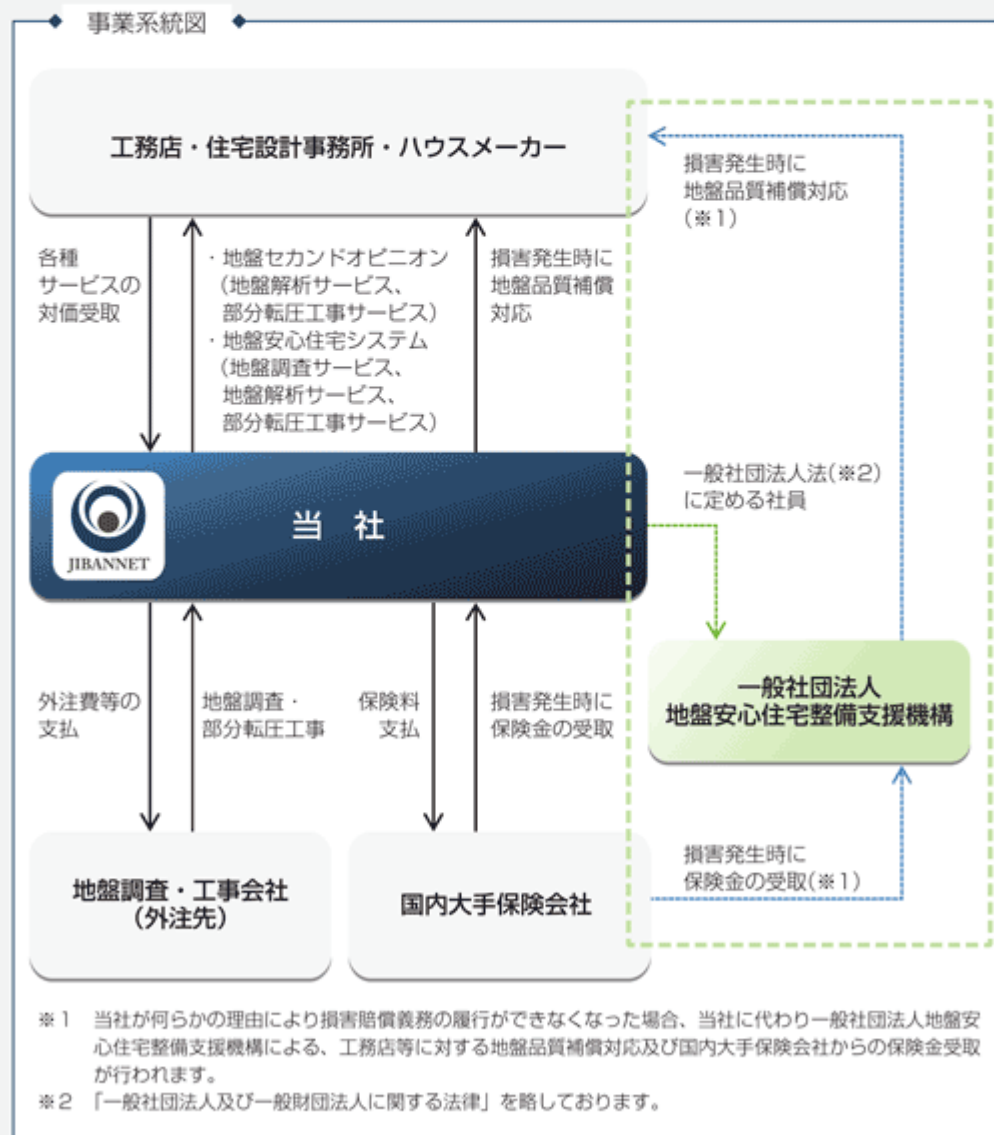
※2 当社で行う地盤解析は、住宅が傾く不同沈下等が生じた過去の地盤事故事例を分析し、国土交通省令を始めとする関係法令、ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいて、当社が独自に構築した解析手法・判定プログラムを用いて、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性等を解析し、それぞれの住宅に適した基礎仕様を判定します。

判定の際には、工務店等からFAXや電子メールで送られてくる解析対象の地盤調査データ以外にも、現場写真による周辺状況や造成状況等のロケーションが重要な判断材料となります。

## 事業の内容

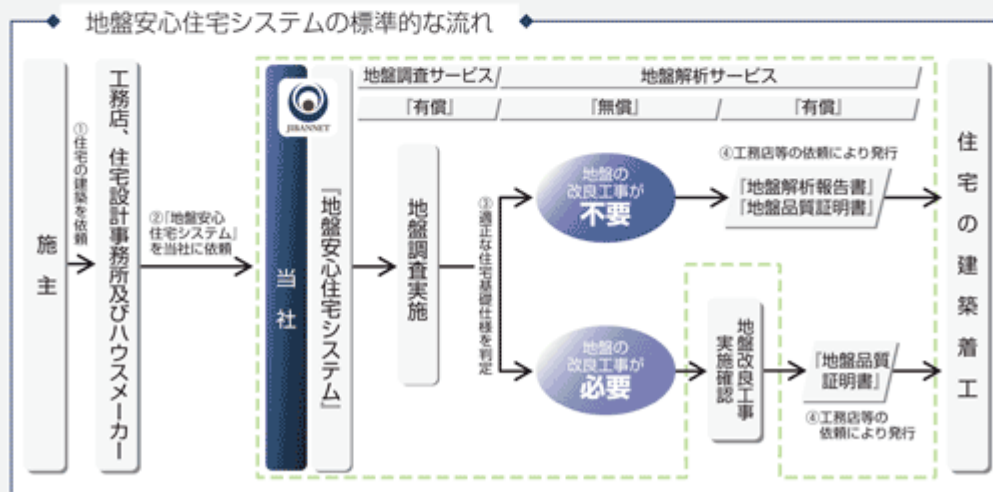
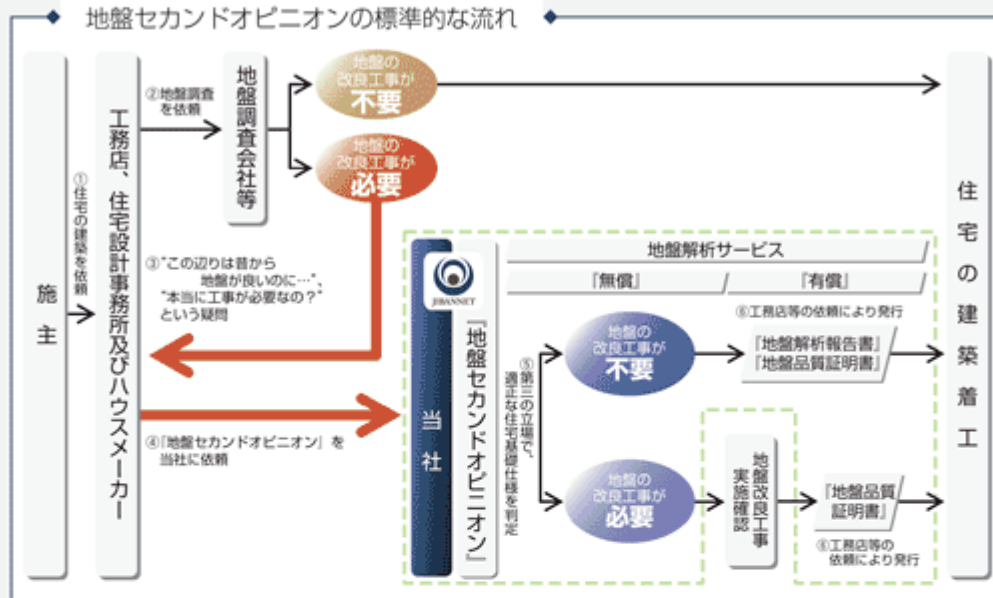
当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書等を有償で提供しております。当社が地盤品質証明書を発行した住宅で、万が一住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合、当該住宅引渡日から10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社が工務店等に対し賠償します。

当社の損害賠償の体制は、国内大手保険会社と保険契約を締結し、損害賠償金の支払いに備えております。さらに、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、同時に保険契約上の連名被保険者とする事で、万一当社が損害賠償義務の履行ができなくなった場合でも、工務店等へ損害賠償金の支払いが行われる体制を構築しております。



当社が工務店等から地盤調査、地盤解析、部分転圧工事等のサービスを受注する業務フローには、主に「地盤セカンドオピニオン」と「地盤安心住宅システム」の二通りがあります。

「地盤セカンドオピニオン」は、工務店等を顧客とし、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判定された住宅の地盤調査データに基づき、当社が適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するとともに、顧客の依頼により地盤解析報告書及び地盤品質証明書を発行するサービスです。一方、「地盤安心住宅システム」は、地盤調査から当社で請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の発行に至るまで、地盤改良工場の施工を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しています。



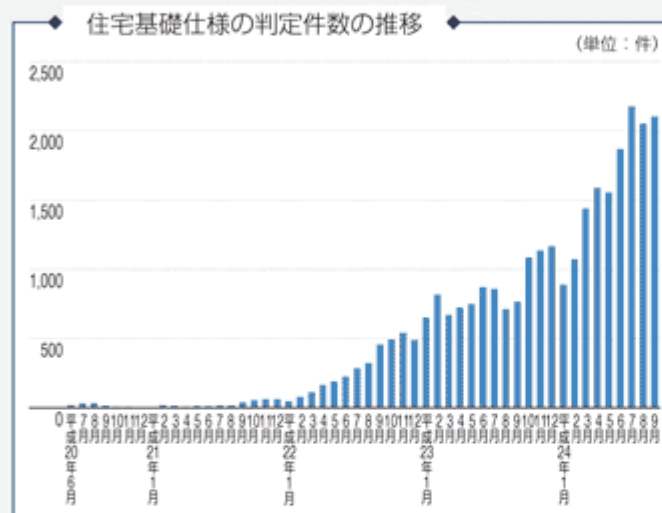


## ■ 地盤解析サービス

当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

「地盤セカンドオピニオン」では、工務店等が他社で地盤調査を行った結果、地盤解析工事が必要と判定された物件に対し地盤解析のサービスを提供します。この場合、適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供までは「無償」のサービスですが、以降の地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスであり、当社の収益源となっております。

一方、「地盤安心住宅システム」は、当社で実施した地盤調査結果を基に、地盤解析のサービスを提供します。この場合も、「地盤セカンドオピニオン」と同様に適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供は「無償」のサービスとなりますが、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスとなります。



地盤解析報告書と  
地盤品質証明書の一例



※上記のグラフは、当社の住宅基礎仕様の月間判定件数の推移を示しております。当該件数は、判定結果の提供までの「無償」のサービスの件数であり、売上高となる「有償」サービスの件数ではありません。

## ■ 地盤調査サービス

「地盤安心住宅システム」の場合、当社では、工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社で実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。



外注先による半自動式の地盤調査



外注先による手動式の地盤調査



## ■ 部分転圧工事サービス等

当社は、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める部分転圧工事を提案する場合があります。この部分転圧工事は、地盤改良工事に比べ安価で実施できるため、施主や工務店等は費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

当社では、工務店等からの依頼に基づき、外注先による部分転圧工事を施工し、部分転圧工事後に地盤の再調査を実施した上で、工務店等へ施工完了と再調査結果の報告を行う部分転圧工事サービスを提供しております。当社で実施した部分転圧工事については、「有償」のサービスとなります。



外注先による部分転圧工事例

## ■ 地盤セカンドオピニオン判定マップ（無償サービス）

当社は、「地盤セカンドオピニオン判定マップ」を平成24年4月に当社ホームページ上で公開しました。

平成20年6月の創業以来、当社が実施してきた地盤解析は、平成24年9月末現在で累計28,000棟以上となっております。この結果をインターネット上に公開することで、これから家を建てようと考えている建築主または建築依頼を受けた住宅会社は、地盤改良工事の要・不要を判断する際、無料でこの情報を参考とすることができるようになっていきます。当社は、消費者と地盤改良工事を施工する地盤業者との情報格差を埋める役割を担う「住生活エージェント」として、第三者的な立場からサービスを提供しております。



地盤セカンドオピニオン判定マップ

※「住生活エージェント」とは、生活者と供給者との情報格差を埋める役割を担い、生活者が適切な住環境を選択できるように、専門的な知見を基礎として公正中立な立場からサービスを行う事業者のこと（経済産業省「住生活エージェント」ガイドラインより）。

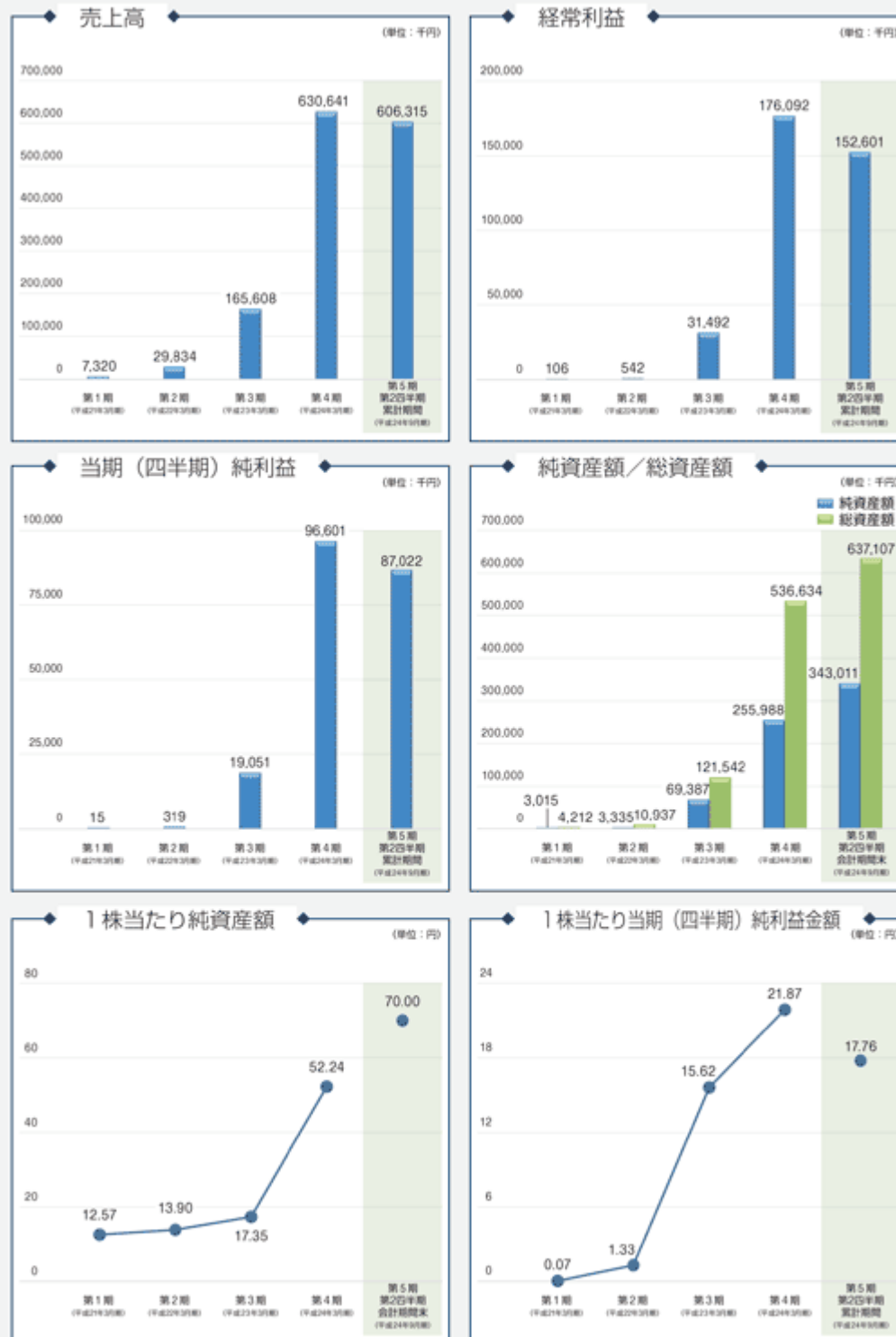


## 業績等の推移

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第2四半期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月
売上高(千円)	7,320	29,834	165,608	630,641	606,315
経常利益(千円)	106	542	31,492	176,092	152,601
当期(四半期)純利益(千円)	15	319	19,051	96,601	87,022
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	3,000	3,000	50,000	140,000	140,000
発行済株式総数(株)	60	60	1,000	12,250	4,900,000
純資産額(千円)	3,015	3,335	69,387	255,988	343,011
総資産額(千円)	4,212	10,937	121,542	536,634	637,107
1株当たり純資産額(円)	50,266.08	55,599.13	17.35	52.24	70.00
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	266.08	5,333.05	15.62	21.87	17.76
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	71.60	30.50	57.09	47.70	53.84
自己資本利益率(%)	0.53	10.08	52.39	59.38	29.05
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	22,268	8,396	△22,586
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	△406	△15,432	△11,789
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	51,279	186,091	40,602
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)	—	—	76,293	255,348	261,574
従業員数 [ほか、平均臨時雇用員](名)	1 [—]	1 [—]	14 [—]	23 [—]	25 [2]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。  
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。  
3. 消費税等の会計処理については、従来、税込方式によっておりましたが、課税事業者になったことを契機に、第4期より税抜方式となったため、第1期、第2期及び第3期の関連する主要な経営指標等について過及適用後の数値を記載しております。  
4. 当社は、平成20年6月25日設立のため、第1期は平成20年6月25日から平成21年3月31日までとなっております。  
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。  
6. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号「平成22年6月30日」)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号「平成22年6月30日公表分」)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱」(実務対応報告第9号「平成22年6月30日」)を適用しております。  
平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び当期純利益金額を算定しております。  
7. 第1期、第2期、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第4期及び第5期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
9. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。  
10. 従業員数は、就業人員数であり、[ ]内は外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。  
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、監査を受けておりません。  
なお、第5期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。  
12. 当社は、平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の分割を行っております。  
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者列通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第2四半期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月
1株当たり純資産額(円)	12.57	13.90	17.35	52.24	70.00
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	0.07	1.33	15.62	21.87	17.76
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)



(注) 当社は、平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

## 第二部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	7,320	29,834	165,608	630,641
経常利益 (千円)	106	542	31,492	176,092
当期純利益 (千円)	15	319	19,051	96,601
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	3,000	3,000	50,000	140,000
発行済株式総数 (株)	60	60	1,000	12,250
純資産額 (千円)	3,015	3,335	69,387	255,988
総資産額 (千円)	4,212	10,937	121,542	536,634
1株当たり純資産額 (円)	50,266.08	55,599.13	17.35	52.24
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	266.08	5,333.05	15.62	21.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.60	30.50	57.09	47.70
自己資本利益率 (%)	0.53	10.08	52.39	59.38
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	22,268	8,396
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	406	15,432
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	51,279	186,091
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	76,293	255,348
従業員数 [ほか、平均臨時雇用員] (名)	1 [-]	1 [-]	14 [-]	23 [-]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 消費税等の会計処理については、従来、税込方式によっておりましたが、課税事業者になったことを契機に、第4期より税抜方式となったため、第1期、第2期及び第3期の関連する主要な経営指標等について遡及適用後の数値を記載しております。

4. 当社は、平成20年6月25日設立のため、第1期は平成20年6月25日から平成21年3月31日までとなっております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
6. 当事業年度（第4期）より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び当期純利益金額を算定しております。
7. 第1期、第2期、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は、就業人員数であり、[ ]内は外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算）であります。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、監査を受けておりません。
12. 当社は、平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期
	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
1株当たり純資産額 (円)	12.57	13.90	17.35	52.24
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.07	1.33	15.62	21.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )

## 2【沿革】

- 平成20年6月 地盤解析を主たる事業目的とし、埼玉県さいたま市中央区に当社を設立。
- 平成20年6月 「地盤セカンドオピニオン」サービスの提供開始。
- 平成21年10月 本社を東京都江東区に移転。
- 平成22年8月 中部支社を愛知県名古屋市中区栄に開設。
- 平成23年1月 関西支社を大阪府大阪市東淀川区に開設。
- 平成23年2月 地盤品質証明に地耐力計算書を標準セット化。
- 平成23年7月 札幌事務センター（平成23年10月に北海道支社に組織変更）を北海道札幌市北区に開設。
- 平成23年10月 中部支社を愛知県名古屋市中区丸の内に移転。
- 平成23年11月 本社を東京都中央区に移転。
- 平成23年12月 九州支社を福岡県福岡市博多区に開設。
- 平成24年1月 東北支社を宮城県仙台市青葉区に開設。
  - 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構（東京都江戸川区、平成22年12月設立）の社員の地位（100%）を当社代表取締役山本強、他1名から取得。
- 平成24年4月 関西支社を大阪府大阪市淀川区に移転。



### 3【事業の内容】

当社は、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、一般的には、地盤調査、地盤解析、地盤改良工事が同一の事業者により行われているケースが多い中、第三者的立場かつ専門家としての見地から地盤改良工事の要・不要についての判定情報を工務店、住宅設計事務所及びハウスメーカー（以下、工務店等という）に提供し、消費者と地盤改良工事を施工する地盤業者との間に存在する情報格差を解消するという、消費者の視点に立った地盤解析事業を展開しております。

工務店等が住宅を建築する際には、地盤調査を実施し、国土交通省令を始めとする関係法令に基づいて住宅基礎仕様を決める義務があります。また、工務店等には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）に基づいて、住宅の主要構造部に関して住宅の引渡し日から10年間の瑕疵担保責任が求められております。このため、工務店等は、住宅を建築する際には事前に地盤調査が必要となると共に、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故による損害賠償への備えが必要となります。

当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を有償で提供しております。当社が地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡し日から10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社が工務店等に対し賠償します。

当社の損害賠償の体制につきましては、国内大手保険会社と保険契約を締結することで、損害賠償金の支払いに備えております。さらに、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、また、保険契約上の連名被保険者とする事で、当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合でも、工務店等へ損害賠償金の支払いが行われる体制を構築しております。

当社の主力サービスである「地盤セカンドオピニオン」は、戸建住宅を建設する土地に特化した独自のサービスであり、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判定された住宅の地盤調査データに基づき、当社が適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するサービスとなっております。また、「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社で請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社に依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、その中の各種サービス内容を説明します。

#### （1）地盤解析サービス

当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

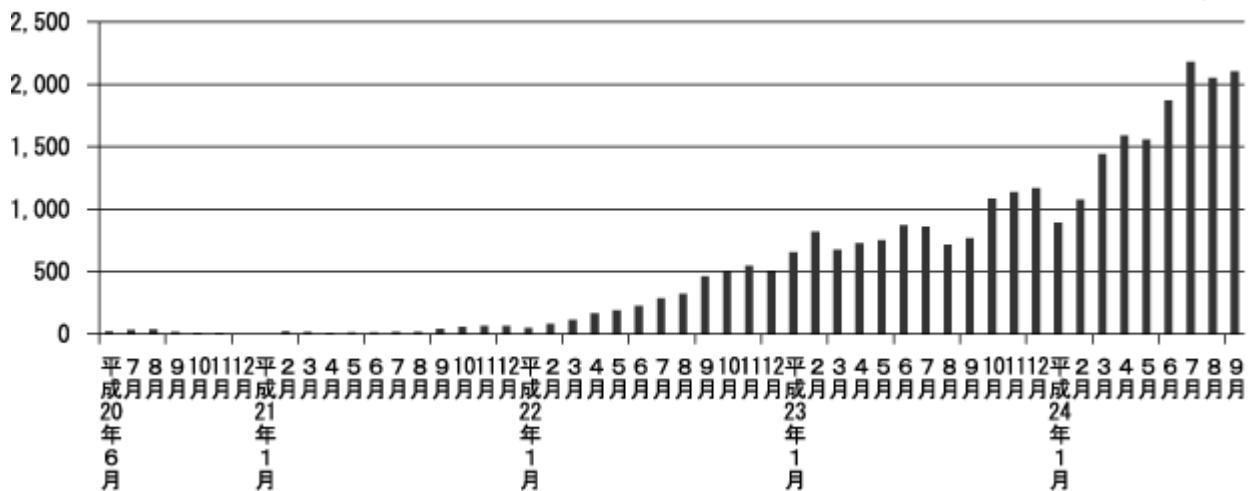
「地盤セカンドオピニオン」では、工務店等が他社で地盤調査を行った結果、地盤改良工事が必要と判定された物件に対し地盤解析のサービスを提供します。この場合、適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供までは「無償」のサービスですが、以降の地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスであり、当社の収益源となっております。

一方、「地盤安心住宅システム」は、当社で実施した地盤調査結果を基に、地盤解析のサービスを提供します。この場合も、「地盤セカンドオピニオン」と同様に適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供は「無償」のサービスとなりますが、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスとなります。

次のグラフは、当社の住宅基礎仕様の月間判定件数の推移を示しております。当該件数は、判定結果の提供までの「無償」のサービスの件数であり、売上高となる「有償」サービスの件数ではありません。

## 住宅基礎仕様の判定件数の推移

(単位：件)



## (2) 地盤調査サービス

「地盤安心住宅システム」の場合、当社では、工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社で実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。

## (3) 部分転圧工事サービス等

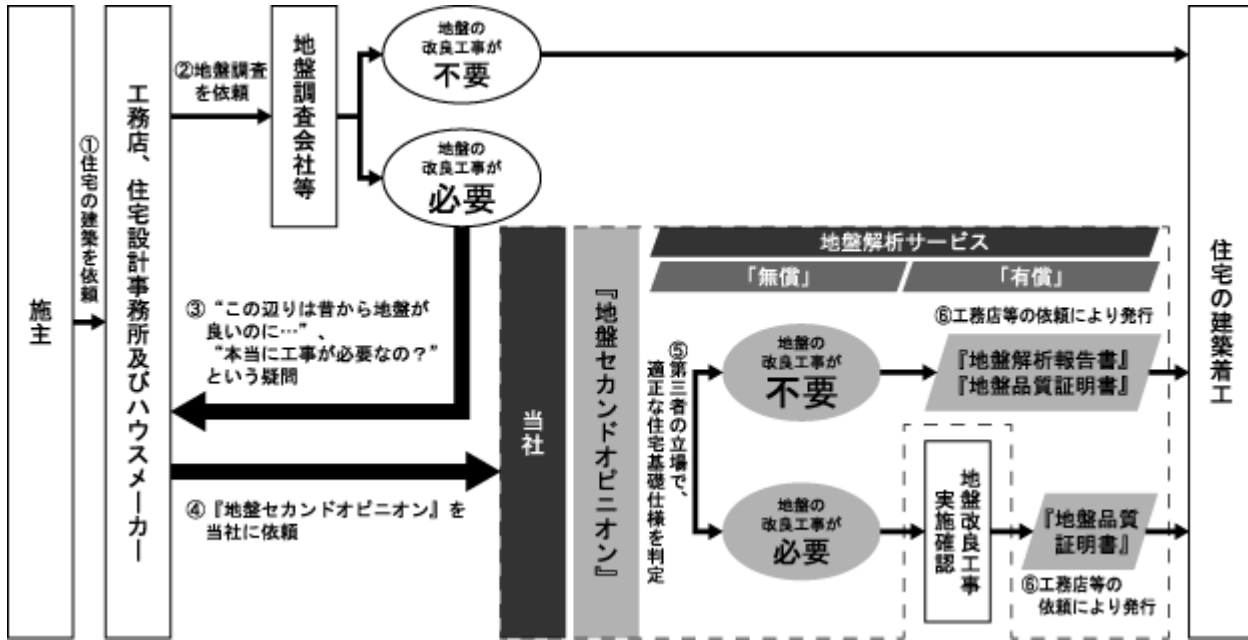
当社は、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める部分転圧工事を提案する場合があります。この部分転圧工事は、地盤改良工事に比べ安価で実施できるため、施主や工務店等は費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

当社では、工務店等からの依頼に基づき、外注先による部分転圧工事を施工し、部分転圧工事後に地盤の再調査を実施した上で、工務店等へ施工完了と再調査結果の報告を行う部分転圧工事サービスを提供しております。当社で実施した部分転圧工事については、「有償」のサービスとなります。

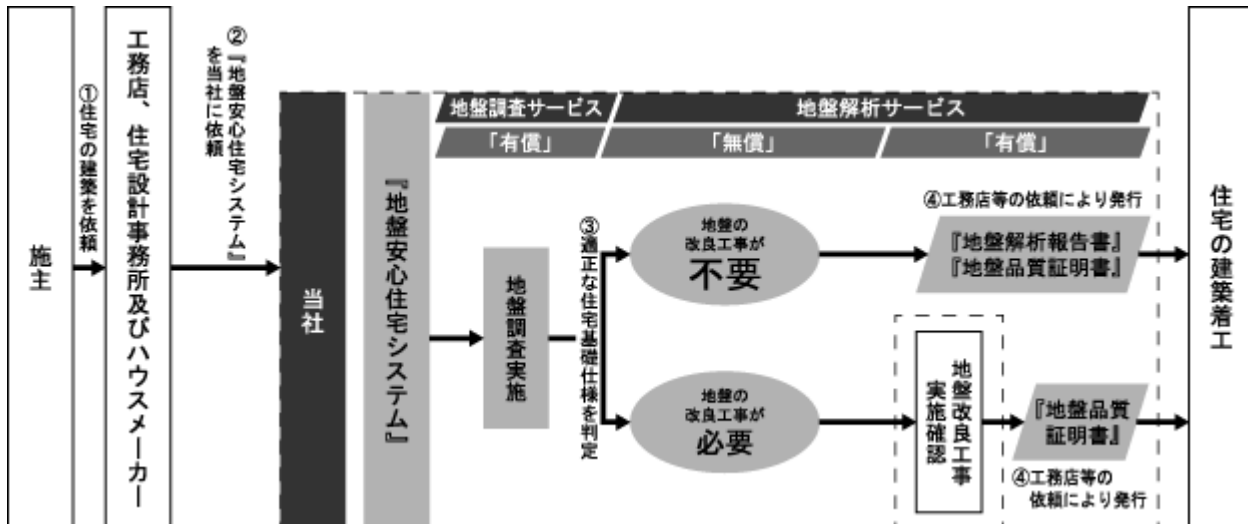
- (注) 1 住宅を建てる際の地盤改良工事とは、敷地面積の大部分で軟弱と評価された住宅地盤に対し、住宅が傾いたり、沈んだりしないよう人工的に地盤の強度を高める工事であります。主な工事の手法として、地中にコンクリート柱や鉄柱を埋めることによって、地盤の強度を高める方法があります。
- 2 当社で行う地盤解析は、住宅が傾く不同沈下等が生じた過去の地盤事故事例を分析し、国土交通省令を始めとする関係法令、ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいて、当社が独自に構築した解析手法・判定プログラムを用いて、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性等を解析し、それぞれの住宅に適した基礎仕様を判定します。
- 判定の際には、工務店等からFAXや電子メールで送られてくる解析対象の地盤調査データ以外にも、現場写真による周辺状況や造成状況等のロケーションが重要な判断材料となります。



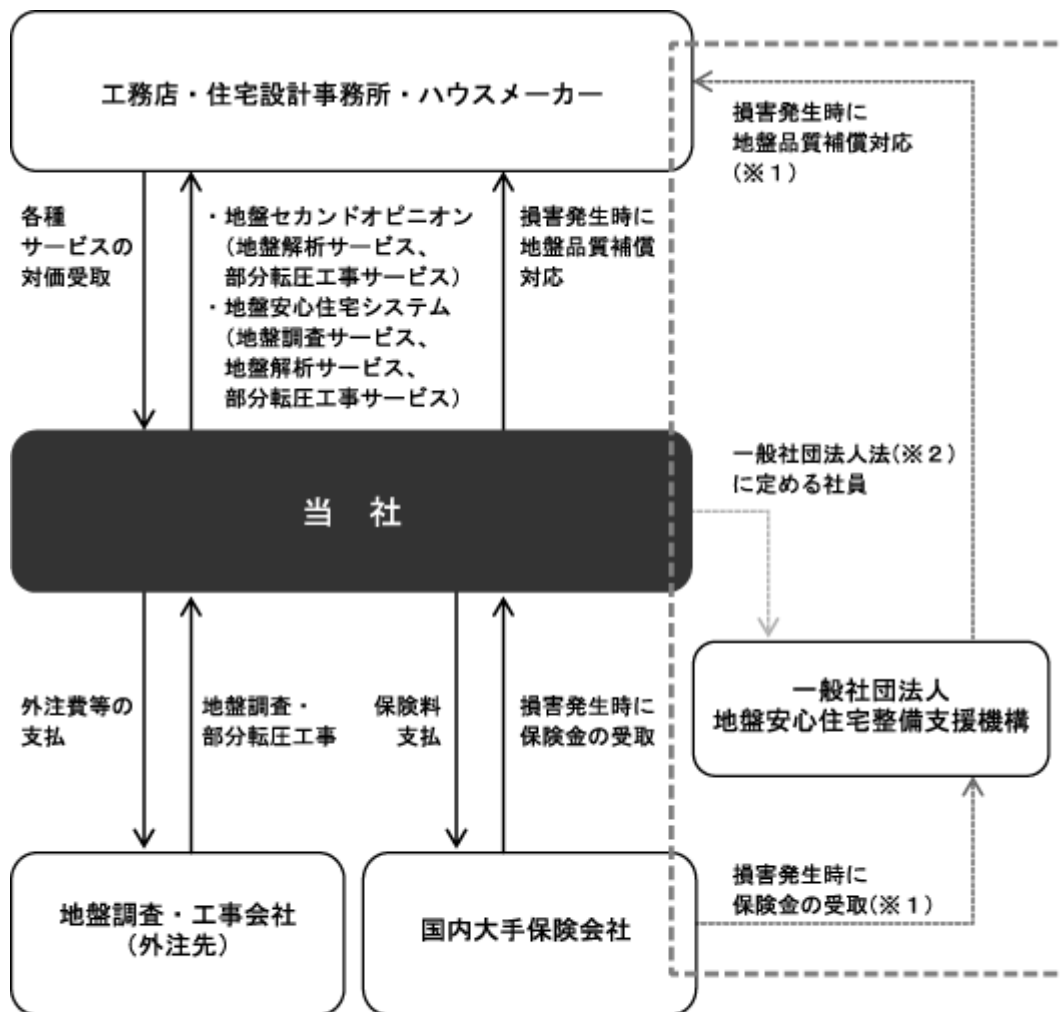
1. 「地盤セカンドオピニオン」の標準的な流れは以下の通りとなります。



2. 「地盤安心住宅システム」の標準的な流れは以下の通りとなります。



[ 事業系統図 ]



※1 当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合、当社に代わり一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構による、工務店等に対する地盤品質補償対応及び国内大手保険会社からの保険金受取が行われます。

※2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を略しております。以下同じ。

## 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成24年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
25 (2)	32.7	1.0	4,356

事業部門の名称	従業員数（名）
営業部門	8
業務部門	13 (2)
全社（共通）	4
合計	25 (2)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、( )内は外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。
2. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
5. 従業員数が最近1年間において9名増加しておりますが、主に業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

第4期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の発生やその後の電力供給力の不足等により多大な影響を受けましたが、サプライチェーンの復旧や復興需要等により、企業生産活動は回復傾向にあります。しかしながら、ギリシャ財政危機に端を発する金融市場の混乱が円高の進行や中国等新興国の経済成長率の鈍化を招くなど、欧州経済の停滞が懸念され、世界経済の下振れリスクから景気動向は先行き不透明な状況にあります。

一方、当社の事業領域にかかわる住宅市場におきましては、住宅エコポイントや住宅金融支援機構の金利優遇、住宅ローン減税制度等の購入促進政策の影響もあり、新規住宅着工数は前年実績を上回って推移しております。

このような環境の下、当社は独自の商品である、公平な立場での地盤解析サービス「地盤セカンドオピニオン」の新規顧客獲得と既存顧客の掘り起こしに注力いたしました。

その結果、「地盤セカンドオピニオン」は、サービス開始から3年4ヶ月で累計1万件を達成し、その後もサービス利用件数は増加を続けております。

また、平成23年4月から期間限定にて提供を行った「地震補償保険付き地盤品質証明」や、地盤調査から品質証明書の発行まで一貫したサービスを提供する「地盤安心住宅システム」といった「地盤セカンドオピニオン」を基軸とした多様な切り口を提案することにより、売上の拡大を図ってきました。

「地震補償保険付き地盤品質証明」は、日本震災パートナーズ株式会社（現SBI少額短期保険株式会社）との業務提携により実現いたしました。地震や津波等の天災時に生活再建のための資金が支払われる地震補償保険と地盤解析をセットにしたサービスとなります。

「地盤安心住宅システム」は、「地盤セカンドオピニオン」で培った適正な判定技術を基に、地盤調査から解析・対策提案・品質証明書の発行に至るまで地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供するものです。地盤調査を含む一貫したサービスに対するニーズは強く、売上の増加に寄与しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は630,641千円（前事業年度比280.8%増）、営業利益は175,813千円（前事業年度比539.7%増）、経常利益は176,092千円（前事業年度比459.2%増）、当期純利益は96,601千円（前事業年度比407.1%増）となりました。

なお当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントで事業活動を営んでおりますが、サービス別の売上高は以下の通りです。

地盤解析サービス	461,665千円（前事業年度比220.4%増）
地盤調査サービス	99,724千円（前事業年度比433.9%増）
部分転圧工事サービス等	69,251千円（前事業年度比2,243.7%増）

地盤解析サービスでは、既存顧客からの安定受注や大手ビルダーからの多棟受注を確保し、また第4四半期からは大手ビルダーとの取引が大幅に増加しております。その結果、当事業年度において受注件数が増加し、前事業年度に比べ売上高が220.4%の増加となりました。

地盤調査サービスでは、工務店等に対する納期を短縮できるメリットにより、「地盤安心住宅システム」の受注が増え、前事業年度に比べ売上高が433.9%の増加となりました。

部分転圧工事サービス等では、当事業年度から工務店等に対し、部分転圧工事の提案を本格的に開始したため、前事業年度に比べ売上高が2,243.7%の増加となりました。

第5期第2四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、欧州債務危機再燃からの円高、株安の進行などにより景気の先行きは不透明感が漂う中にありましたが、東日本大震災からの復旧による企業活動などにより、全体としては持ち直しの動きがみられました。

当社の事業領域にかかわる住宅市場におきましては、住宅エコポイントや住宅ローン減税制度等の購入促進政策の影響により、新規住宅着工数は前年実績をやや上回って推移すると見ております。

このような環境の下、当社は同業他社にない独自の商品である、公平な立場での地盤解析サービス「地盤セカンドオピニオン」に加え、大手の顧客を対象として、地盤調査から解析までのワンストップサービスである「地盤安心住宅システム」の導入を促進しました。これにより、当社の有償サービスを利用する工務店等の登録店舗数は、3,013店（平成24年9月30日時点）になるとともに、当社の地盤解析件数は、サービス開始以来、累計28,000件（平成24年9月30日時点）を超え、その後もサービス利用件数は増加を続けております。

また、当社では、この地盤解析による適正な住宅基礎仕様の判定結果を基に、地盤改良工事の要・不要を記号で表したマップ（「地盤セカンドオピニオン判定マップ」）をインターネット上に無料で公開するサービスを平成24年4月から開始し、これから家を建てようと考えている施主または建築依頼を受けた工務店等に、地盤改良工事の要否を判断する手がかりを提供しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は606,315千円、営業利益は153,200千円、経常利益は152,601千円、四半期純利益は87,022千円となりました。

## （2）キャッシュ・フロー

第4期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は255,348千円と、前事業年度末に比べ179,055千円（前事業年度比234.7%増）の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、8,396千円（前事業年度比62.3%減）となりました。これは主に、税引前当期純利益176,092千円、仕入債務の増加38,709千円、未払金の増加11,062千円、未払消費税等の増加16,313千円による資金の増加と売上債権の増加197,938千円、前払費用の増加21,492千円、法人税等の税金の支払24,595千円による資金の減少によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、15,432千円（前事業年度比3,700.7%増）となりました。これは有形固定資産の取得による支出4,702千円、無形固定資産の取得による支出2,016千円、敷金の差入による支出8,570千円、貸付けによる支出20,000千円による資金の減少と貸付金の回収による収入20,000千円による資金の増加によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、186,091千円（前事業年度比262.9%増）となりました。これは短期借入れによる収入80,000千円、長期借入れによる収入30,000千円、株式の発行による収入89,310千円による資金の増加と短期借入金の返済による支出10,000千円、長期借入金の返済による支出3,219千円による資金の減少によるものであります。

第5期第2四半期累計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

当第2四半期の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の四半期末残高は261,574千円と、前事業年度末に比べ6,225千円の増加となりました。主な要因は以下のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、22,586千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益152,601千円による資金の増加、売上債権の増加101,629千円、仕入債務の減少11,529千円、法人税等の税金の支払77,330千円による資金の減少によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、11,789千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出11,070千円による資金の減少によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、40,602千円となりました。これは主に、短期借入れによる収入150,000千円による資金の増加、短期借入金の返済による支出103,336千円による資金の減少によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

## (1) 生産実績

当社は、生産活動は行っていないため該当事項はありません。

## (2) 受注状況

当社のサービスは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であります。従って、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

## (3) 販売実績

第4期及び第5期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	第4期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第5期第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
	件数(件)	販売高(千円)	前年同期比 (%)	件数(件)	販売高(千円)
地盤解析サービス	7,070	461,665	220.4	6,932	374,355
地盤調査サービス	3,962	99,724	433.9	4,582	124,341
部分転圧工事サービス等	415	69,251	2,243.7	643	107,618
合計	-	630,641	280.8	-	606,315

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第3期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第4期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第5期第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
タクトホーム株式会社	15,090	9.1	97,962	15.5	38,864	6.4

2. 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

#### （１）営業力の強化

当社は小規模組織であることから、社長を筆頭に少数精鋭の従業員で業務を推進しており、特に営業統括本部の本部長、各支社長といった幹部は、地盤解析に関する専門能力や新規顧客開拓に長けており、当社の成長の原動力となっております。

しかし、幹部とそれ以外の一般社員の営業力に大きな差があるのが現状です。また、営業ツールやマニュアル等の整備、ノウハウの共有を日々行っておりますが、まだまだ力不足は解消できておりません。

そのため、今後は既存社員の育成、各種ノウハウの水平展開と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

#### （２）内部管理体制の強化について

現在、当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社といたしましては、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、問合せへの対応といった対顧客向け業務品質の向上や業務運営上のリスクを把握してコンプライアンス体制を強化することなどにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な業務運営を行っていく方針であります。

#### （３）知名度、ブランド力の向上

当社は、社歴も浅く、一般消費者の他、全国のハウスメーカーや工務店からの認知度やブランド力が大手競合企業と比較すると不足しております。

そのため、今後は書籍の出版や住宅雑誌への広告出稿等、積極的な広告活動、広報活動を行い、社会における知名度やブランド力の向上を図ってまいります。また株式上場による、社会的知名度の向上も意図しております。

#### （４）新規事業の開発

当社は設立５年目の企業であり、「地盤調査」や「転圧工事」の売上が増えてはいるものの、事業の柱と言えるものは未だ地盤解析サービスだけと言えます。

したがって、今後の継続的な成長を確たるものにするためには、新たな柱となる事業を育成し、収益獲得手段の多様化を図ることが必要であると考えております。

そのため、当社では技術部を中心として、社内での技術・ノウハウの共有、新規事業の開発に取り組んでおり、加えて、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構と連携し、地盤に関する基礎研究・土質試験・解析技術等の向上に向けた研究を推進していく方針であります。

また、品質や技術力で差別化を図り、新規事業を開発するには、更なる研究開発活動の強化が必要となりますが、今後も技術系人員の増強や外部技術団体との連携等により、高い品質の追求と新規事業開発を行っていく方針であります。



#### 4【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 当社の事業に関するリスク

###### 特定事業への依存によるリスク

当社は地盤解析サービスを核として事業を展開しております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の分散を図ることも検討しておりますが、事業環境の激変、競争の激化、新規参入企業による類似するサービスの出現等により、地盤解析サービスが縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構との関係上のリスク

当社は、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、保険契約上の連名被保険者とする提携関係を結ぶことにより、事故対応等の総合的なリスクマネジメント体制を構築しております。当社は一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構の一般社団法人法に定める社員であり、当面関係性に変化が生じる可能性は低いものの、何らかの原因により、提携先との関係が変化することがあれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 競合によるリスク

地盤調査の実質全戸義務化は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行された平成21年10月以降のことであり、地盤調査・改良工事、地盤保証業界はまだまだ玉石混交の状態にあります。その中で当社の成長は、既存の競合企業との競争激化を生み出すこととなりますが、「地盤セカンドオピニオン」を持つ当社の優位性が保てなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 個人情報管理によるリスク

当社はサービス提供にあたり、顧客、施主等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 地盤解析サービスの瑕疵によるリスク

当社は、地盤調査データから、国土交通省令をはじめとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づき、地盤解析を実施し、適正な住宅基礎仕様を判定しております。しかしながら、確認した地盤調査データについて、現在の調査技術においても予見できない原因や過失による地盤解析ミス等により不同沈下等が多数発生した場合には、当社の信用失墜や保険料率高騰等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 損害保険会社との契約について

当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社との間で損害保険契約を締結しております。当該保険契約は、当社が地盤解析を行い地盤品質証明書を発行した戸建住宅において、不同沈下等による地盤事故が発生した場合、引渡日より10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用等を補填するものであります。

しかし、将来においても同等の条件での保険加入が継続できるか、あるいは賠償請求を受けた場合に十分に地盤補修費用が補填されるかについては保証できません。また現状、当該保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び富士火災海上保険株式会社の2社のみとの契約となっております。

今後は事業の拡大に伴い契約社数を拡大する等、リスクの分散をしていきたいと考えておりますが、当社及び損害保険会社を取り巻く環境の変化等により当該保険契約の継続が困難となった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業環境等に関するリスク

### 事業環境に関するリスク

当社が提供するサービスは、地盤業界（広くは住宅業界）に属しておりますが、我が国の人口・世帯数は減少局面に入っており、今後も住宅着工戸数は緩やかに減少していくものと考えられます。そのため、国内の新設着工戸数の減少による競争激化や地盤関連市場の縮小は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 地盤解析業務に係わる法的規制

地盤解析業務というサービスは法的に規定されたものではなく、将来、何かしらの理由により、地盤解析業務というサービス自体に法的な規制が設けられた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 戸建住宅等の地盤解析基準（地耐力に応じた基礎仕様）が明確なものとなった場合のリスク

当社の地盤解析基準は、国土交通省令を始めとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいておりますが、将来、何かしらの理由により、戸建住宅等の地盤解析基準が明確なものとなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」

### (住宅瑕疵担保履行法)に関するリスク

当社は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて、地盤解析事業を行っておりますが、将来、何かしらの理由により、法律の条文や解釈の変更があり、当社の地盤品質証明の意義が薄れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 組織体制に関するリスク

### 特定人物への依存について

当社の代表取締役である山本強は、住宅地盤に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉、利益計画の策定・推進等、会社運営の全てにおいて重要な役割を果たしております。

当社は、今後優秀な営業人材や地盤の専門家の採用・育成等、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいりますが、何らかの事情により、同人が当社から離職した場合、または十分な業務執行が困難となった場合には、当社の事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 少人数での組織運営上のリスク

当社は、少人数の組織体制を志向しております。事業の拡大と合わせ、今後、積極的に優秀な人材、特に経験豊富な営業人材及び地盤解析能力の高い人材を確保していき、組織体制をより安定させることに努めてまいりますが、計画通りに人材の確保が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、監査役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、412,000株であり、発行済株式総数の8.4%に相当しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

## (1) 保険契約

当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び富士火災海上保険株式会社と生産物賠償責任保険（PL保険）契約を締結し、地盤品質証明を行った建物が不同沈下した場合の賠償金の支払いに備えております。

契約先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
被保険者	当社、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構、対象業務の発注者
有効期間	建物の引渡しから10年間
支払限度額	1事故：5,000万円 / 年間：10億円
免責金額	なし（縮小填補割合：なし）

契約先	富士火災海上保険株式会社
被保険者	当社、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
有効期間	建物の引渡しから10年間
支払限度額	1事故：5,000万円 / 年間：5億円
免責金額	なし（縮小填補割合：なし）

## (2) 地盤品質証明書発行に関する覚書

当社は、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、保険契約上の連名被保険者とする覚書を締結し、事故対応等の総合的なリスクマネジメント体制を構築しております。

契約先	一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
契約締結日	平成24年6月15日
契約内容	<p>当社と一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は地盤品質証明書を連名で発行する。</p> <p>当社と一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当社が加入する生産物賠償責任保険（PL保険）において連名で被保険者となる。</p> <p>当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合、生産物賠償責任保険（PL保険）の契約者を一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構に変更し、地盤品質証明書の発行先に対する損害賠償金の支払いを含む諸手続を行う。</p>

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第4期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

#### （資産）

流動資産は521,897千円となり、前事業年度に比べ401,249千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が179,055千円、売掛金が192,027千円増加したことによるものであります。

また、固定資産は14,737千円となり、前事業年度に比べ13,843千円増加いたしました。これは主に、敷金が7,625千円増加したことによるものであります。

#### （負債）

流動負債及び固定負債は合計で280,646千円となり、前事業年度に比べ228,491千円増加いたしました。流動負債は254,229千円となり、前事業年度に比べ205,994千円増加いたしました。これは主に、買掛金が38,709千円、短期借入金が70,000千円、未払法人税等が59,221千円、未払消費税等が16,313千円増加したことによるものであります。また、固定負債は26,417千円となり、前事業年度と比べ22,497千円増加いたしました。これは、長期借入金が22,497千円増加したことによるものであります。

#### （純資産）

純資産は255,988千円となり、前事業年度に比べ186,601千円増加いたしました。これは、利益剰余金が96,601千円、第三者割当増資により資本金が90,000千円増加したことによるものであります。

第5期第2四半期会計期間（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

#### （資産）

流動資産は610,928千円となり、前事業年度末に比べ89,030千円増加いたしました。これは主に、受取手形及び売掛金が101,629千円増加したことによるものであります。また、固定資産は26,179千円となり、前事業年度末に比べ11,442千円増加いたしました。これは主に無形固定資産が11,979千円増加したことによるものであります。

#### （負債）

流動負債及び固定負債は合計で294,096千円となり、前事業年度末に比べ13,449千円増加いたしました。流動負債は273,021千円となり、18,791千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が46,664千円増加し、未払法人税等が11,751千円減少したことによるものであります。また、固定負債は21,075千円となり、5,342千円減少いたしました。これは、長期借入金が5,342千円減少したことによるものであります。

#### （純資産）

純資産343,011千円となり、前事業年度末に比べ87,022千円増加いたしました。これは、四半期純利益87,022千円によるものであります。

## (3) 経営成績の分析

第4期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## （売上高）

当事業年度において、全国のハウスメーカーや工務店に対する当社ブランドの知名度が向上したこと、また、業界誌への広告出稿や業界新聞等に取り上げられたことによって、新規顧客が増加しました。

この結果、当事業年度の売上高は630,641千円（前年同期比280.8%増）となりました。

## （営業利益）

売上原価は、267,773千円（前年同期比325.9%増）となりました。主な要因としましては、解析の件数増加による支払保険料の増加や調査・転圧工事等の件数増加によって外注費の増加したことによるものであります。

販売費及び一般管理費は、187,054千円（前年同期比148.6%増）となりました。主な要因としましては、人員の増加による人件費の増加や広告活動による広告宣伝費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は175,813千円（前年同期比539.7%増）となりました。

## （経常利益）

営業外収益は、1,536千円（前年同期比65.5%減）となりました。主なものは、受取利息811千円であります。

営業外費用は、1,258千円（前年同期比184.7%増）となりました。主なものは、支払利息552千円、株式交付費690千円であります。

この結果、当事業年度の経常利益は176,092千円（前年同期比459.2%増）となりました。

## （当期純利益）

当事業年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は45.1%となっております。

この結果、当事業年度の当期純利益は96,601千円（前年同期比407.1%増）となりました。

第5期第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## （売上高）

「地盤セカンドオピニオン」に加え、地盤調査から解析までのワンストップサービスである「地盤安心住宅システム」の導入を促進したことにより、地盤調査の受注が増加したこと、また局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、部分転圧工事の依頼が好調であったことにより、当第2四半期累計期間の売上高は606,315千円となりました。

## （営業利益）

売上原価は、263,704千円となりました。主な要因としましては、地盤調査・部分転圧工事等の件数増加に伴う外注費が増加したことによるものであります。販売費及び一般管理費は、人件費の増加や広告活動による広告宣伝費の増加により、189,410千円となりました。

この結果、当第2四半期累計期間の営業利益は153,200千円となりました。

## （経常利益）

有利子負債に係る支払利息666千円の計上等により、当第2四半期累計期間の経常利益は152,601千円となりました。

## （四半期純利益）

当第2四半期累計期間において見積り実効税率により法人税等65,578千円を計上し、四半期純利益は87,022千円となりました。

## (4) キャッシュ・フローの状況の分析

第4期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、8,396千円となりました。これは主に、税引前当期純利益176,092千円、仕入債務の増加38,709千円による資金の増加と売上債権の増加197,938千円、法人税等の税金の支払24,595千円による資金の減少によるものであります。

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、15,432千円となりました。これは敷金の差入による支出8,570千円、有形固定資産の取得による支出4,702千円によるものであります。

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は186,091千円となりました。これは短期借入れによる収入80,000千円、長期借入れによる収入30,000千円、株式の発行による収入89,310千円による資金の増加と長期借入金の返済による支出3,219千円による資金の減少によるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は255,348千円と、前事業年度と比べて179,055千円（234.7%増）の増加となりました。

第5期第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は、22,586千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益152,601千円による資金の増加、売上債権の増加101,629千円、仕入債務の減少11,529千円、法人税等の税金の支払77,330千円による資金の減少によるものであります。

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、11,789千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出11,070千円による資金の減少によるものであります。

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は、40,602千円となりました。これは主に、短期借入れによる収入150,000千円による資金の増加、短期借入金の返済による支出103,336千円による資金の減少によるものであります。

以上の結果、当第2四半期の現金及び現金同等物の四半期末残高は261,574千円と、前事業年度末に比べ6,225千円の増加となりました。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の地盤解析サービスは、国土交通省令を始めとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいて、提供されるサービスであります。したがって、これらの法令等が改変され、戸建住宅等の地盤解析基準が明確なものとなった場合には、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の条文や解釈の変更があり、当社の地盤品質証明の意義が薄れた場合、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第4期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度の設備投資については、本社機能の充実を目的とした本社ビルの内装工事、また社内システムの増強のためのサーバー構築を行っており、総額6,719千円の設備投資を実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第2四半期累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資等の総額は12,846千円であります。その主なものは、営業管理および業務管理の効率化を目的とした業務管理システムの導入12,570千円であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	1,900	1,377	13,942	17,220	13 [-]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. セグメント情報について、当社は地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

4. 上記本社設備を含め、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社機能	建物	173.00	7,408
北海道支社 (北海道札幌市北区)	支社機能	建物	31.28	749
中部支社 (愛知県名古屋市中区)	支社機能	建物	36.01	1,372
関西支社 (大阪府大阪市淀川区)	支社機能	建物	86.65	1,467

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成24年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,600,000
計	19,600,000

(注) 平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式は19,500,000株増加し、19,600,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,900,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
計	4,900,000	-	-

- (注) 1. 発行済株式数のうち24,000株は現物出資(借入金の株式化 3,000千円)によるものであります。  
2. 平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で1株を400株に株式分割いたしました。これにより株式数は、4,887,750株増加し、発行済株式総数は4,900,000株となっております。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

平成23年6月30日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第1回新株予約権は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1	200,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000(注)2	100(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 100(注)4 資本組入額 50(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率



- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

(3) 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

- 4 平成23年6月30日開催の取締役会決議により、平成23年6月30日付で1株を10株、平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で1株を400株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年6月30日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第2回新株予約権は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1	40,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000(注)2	100(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 100(注)4 資本組入額 50(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

(3) 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

- 4 平成23年6月30日開催の取締役会決議により、平成23年6月30日付で1株を10株、平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で1株を400株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年3月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第3回新株予約権は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年10月31日)
新株予約権の数(個)	490(注)1、2	430(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490(注)1、2	172,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000(注)3	100(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成26年3月29日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 100(注)5 資本組入額 50(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

- 2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
  - (3) 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。
- 5 平成23年 6 月30日開催の取締役会決議により、平成23年 6 月30日付で 1 株を10株、平成24年 8 月14日開催の取締役会決議により、平成24年 8 月29日付で 1 株を400株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年6月25日 (注)1	60	60	3,000	3,000	-	-
平成22年9月15日 (注)2	140	200	7,000	10,000	-	-
平成23年1月11日 (注)3	800	1,000	40,000	50,000	-	-
平成23年6月30日 (注)4	9,000	10,000	-	50,000	-	-
平成23年10月14日 (注)5	2,250	12,250	90,000	140,000	-	-
平成24年8月29日 (注)6	4,887,750	4,900,000	-	140,000	-	-

(注) 1 会社設立 発行価格 50千円 資本組入額 50千円

2 株主割当増資 発行価格 50千円 資本組入額 50千円

3 有償第三者割当増資 発行価格 50千円 資本組入額 50千円  
割当先 Jibannet Pte.Ltd.(現Houseepo Pte.Ltd.)

4 株式分割(1:10)による増加であります。

5 有償第三者割当増資 発行価格 40千円 資本組入額 40千円  
割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合西武しんきんキャピタル企業投資1号投資事業有限責任組合  
三生5号投資事業有限責任組合

6 株式分割(1:400)による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

平成24年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	3	2	-	3	8	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	9,000	18,500	-	21,500	49,000	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	18.37	37.75	-	43.88	100.00	-

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,900,000	49,000	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,900,000	-	-
総株主の議決権	-	49,000	-

## 【自己株式等】

平成24年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月30日の取締役会及び平成24年3月28日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 第1回新株予約権（平成23年6月30日取締役会）

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 第2回新株予約権（平成23年6月30日取締役会）

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 第3回新株予約権（平成24年3月28日取締役会）

決議年月日	平成24年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員19名となっております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら当社は、未だ成長段階であることから、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、会社設立以来、配当を行っておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する所存です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。



## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	山本 強	昭和41年 6月26日生	平成 2年 4月 三洋証券株式会社入社 平成 6年10月 株式会社アイフルホームテクノロ ジー（現株式会社LIXIL住宅研究 所）入社 平成 9年 7月 アメリカンホームシールドジャパ ン株式会社（現ジャパンホーム シールド株式会社）入社 平成19年 1月 同社営業統括本部長 平成19年 7月 ハウス・エボ株式会社（現株式会 社エボシステム）設立 代表取締 役社長 平成20年 6月 当社設立 代表取締役社長就任（現 任） 平成22年10月 Jibannet Pte.Ltd.（現Houseepo Pte.Ltd.）設立 Director（現 任） 平成22年12月 一般社団法人地盤安心工務店（現 一般社団法人地盤安心住宅整備支 援機構）設立 代表理事就任 平成24年 1月 同法人代表理事退任	(注) 2	2,050,000
取締役 CFO	管理本部長	齊藤 福光	昭和44年 4月11日生	平成 7年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三 菱東京UFJ銀行）入行 平成11年 4月 同行資金証券為替部バイspreジ デント 平成15年 2月 ビムコジャパンリミテッド入社 平成16年 3月 同社金融法人部門バイspreジ デント 平成18年 4月 日本震災パートナーズ株式会社 （現SBI少額短期保険株式会社） 取締役CFO就任 平成23年 6月 当社取締役CFO就任 平成23年10月 当社取締役CFO兼管理本部長（現 任）	(注) 2	70,000
取締役	業務本部長	平野 圭一	昭和57年 7月 7日生	平成17年 4月 株式会社日産フィナンシャルサー ビス入社 平成20年 6月 ブルデンシャル生命保険株式会 社入社 平成21年12月 株式会社ONE入社 平成22年 6月 当社入社 平成23年 6月 当社取締役就任 平成23年10月 当社取締役業務本部長 平成24年 1月 当社取締役営業統括本部長 平成24年 5月 当社取締役業務本部長（現任）	(注) 2	
取締役	営業統括本部長	田中 誠	昭和42年 4月14日生	平成 2年 4月 三洋証券株式会社入社 平成10年 1月 ブルデンシャル生命保険株式会 社入社 平成23年 9月 同社東京第二支社第 4 営業所所長 平成23年10月 当社入社 営業統括本部長 平成24年 1月 当社東京営業部長 平成24年 5月 当社営業統括本部長（現任） 平成24年 6月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	
監査役 (常勤) (注) 1	-	中野 鍾	昭和20年 5月 2日生	昭和44年 3月 日本生命保険相互会社入社 平成15年 3月 ニッセイキャピタル株式会社常勤 監査役就任 平成18年 1月 株式会社キャリアブレイン常勤監 査役就任 平成23年 3月 当社監査役就任（現任）	(注) 3	
監査役 (注) 1	-	松木 大輔	昭和52年12月23日生	平成17年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 平成17年10月 角家・江木法律事務所入所 平成23年 6月 当社監査役就任（現任） 平成24年 4月 松木法律事務所開設（現任）	(注) 3	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 1	-	樋口 俊輔	昭和50年4月21日生	平成13年10月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成19年1月 株式会社樋口会計事務所入所 平成21年4月 税理士法人樋口税務事務所代表社員に就任（現任） 平成23年6月 当社監査役就任（現任） 平成23年12月 マルマン株式会社監査役就任（現任）	(注) 3	
計						2,150,000

- (注) 1. 監査役中野鍾、松木大輔及び樋口俊輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は平成24年8月29日の臨時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は平成24年8月29日の臨時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業クオリティの向上を目指しています。

この目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### 1) 会社の機関の基本説明

##### イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

##### ロ．監査役、監査役会

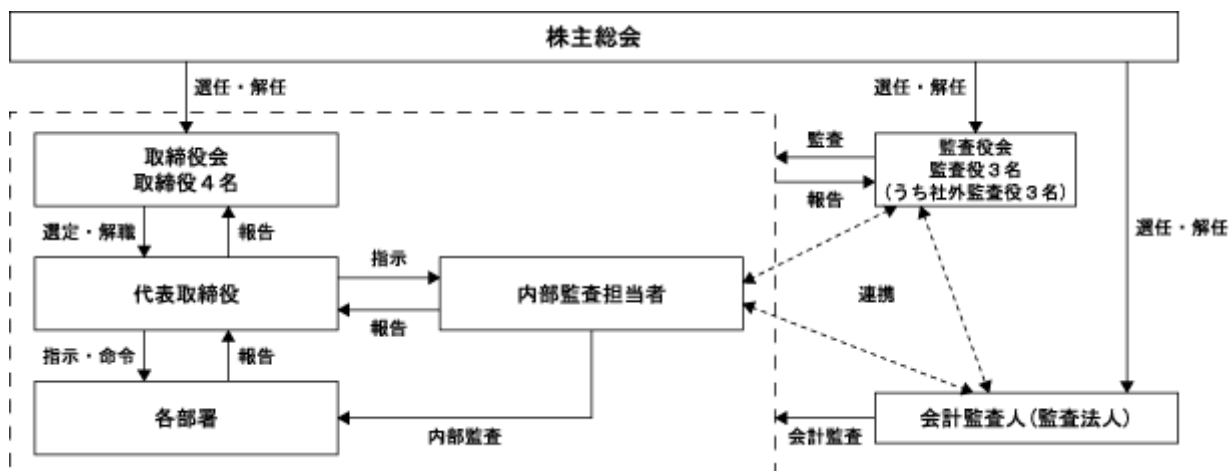
当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

#### ハ．内部監査

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



## 2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、内部統制システムの基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他役員、社員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、社会利益貢献と法令遵守をしながら、企業活動を運営することとしております。

具体的には「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「インサイダー取引防止規程」、「文書管理取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「労働時間管理細則」、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき、1) 会社の機関の基本説明 口・監査役、監査役会 八・内部監査に記載のとおり監査を実施しております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査担当者が参加の上、三者ミーティングを定期的開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

### リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、経理総務部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

また、日々営業の進捗度合いについて、営業担当の役員から全社員に対し報告が行われ、速やかに今後の営業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

### 社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外監査役 中野 鍾、松木 大輔（弁護士）及び 樋口 俊輔（公認会計士）との間には、監査役松木 大輔による当社株式30,000株の所有と監査役中野 鍾宛20,000株分、松木 大輔宛10,000株分、樋口 俊輔宛10,000株分の新株予約権の付与を除く他、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、大手企業での監査経験、企業法務及び会社財務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであり、

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、各人の専門性が監督機能の強化に貢献していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であるため現状の体制としております。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしておりますので、社外役員3名全員を東京証券取引所の定める独立役員としております。

社外取締役等の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

当社は、社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	24,750	24,750	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	4,500	4,500	-	-	-	3

(注) 1 取締役の報酬限度額は、平成23年6月30日開催の定時株主総会において年額60,000千円以内と定められております。

2 監査役の報酬限度額は、平成23年6月30日開催の定時株主総会において年額12,000千円以内と定められております。

2) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員に対する報酬等の額を、平成23年6月30日開催の第3期定時株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で、役位、立場、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

平成23年6月30日開催の第3期定時株主総会で決議された報酬限度額は、取締役については年額60,000千円以内、監査役については年額12,000千円以内となっております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松本保範氏及び沼田敦士氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名、その他4名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役、監査役の実任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額としております。

#### 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
2,700	-	7,500	1,050

## 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制報告制度に関する助言・指導業務及び上場準備に関する助言指導業務であります。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。



1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	76,293	255,348
受取手形	-	5,911
売掛金	31,664	223,692
仕掛品	3,206	2,609
貯蔵品	18	1,472
前払費用	3,050	24,542
繰延税金資産	5,660	8,482
その他	3,792	5,108
貸倒引当金	3,037	5,269
流動資産合計	120,647	521,897
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	2,423
減価償却累計額	-	244
建物（純額）	-	2,179
工具、器具及び備品	-	2,279
減価償却累計額	-	513
工具、器具及び備品（純額）	-	1,766
有形固定資産合計	-	3,945
無形固定資産		
ソフトウェア	-	1,962
無形固定資産合計	-	1,962
投資その他の資産		
破産更生債権等	-	346
長期前払費用	162	328
敷金	333	7,959
その他	398	541
貸倒引当金	-	346
投資その他の資産合計	894	8,828
固定資産合計	894	14,737
資産合計	121,542	536,634

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	13,410	52,120
短期借入金	-	70,000
1年内返済予定の長期借入金	720	5,004
未払金	10,536	20,096
未払費用	2,214	6,607
未払法人税等	18,126	77,347
未払消費税等	-	16,313
前受金	399	1,365
預り金	725	1,911
賞与引当金	1,420	3,463
その他	682	-
流動負債合計	48,234	254,229
固定負債		
長期借入金	3,920	26,417
固定負債合計	3,920	26,417
負債合計	52,154	280,646
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	140,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,387	115,988
利益剰余金合計	19,387	115,988
株主資本合計	69,387	255,988
純資産合計	69,387	255,988
負債純資産合計	121,542	536,634

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		261,574
受取手形及び売掛金		331,233
仕掛品		3,190
貯蔵品		732
前払費用		10,570
その他		12,311
貸倒引当金		8,684
流動資産合計		610,928
固定資産		
有形固定資産		3,346
無形固定資産		13,942
投資その他の資産		
その他		9,404
貸倒引当金		514
投資その他の資産合計		8,890
固定資産合計		26,179
資産合計		637,107
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金		40,590
短期借入金		116,664
1年内返済予定の長期借入金		4,284
未払法人税等		65,596
賞与引当金		5,522
その他		40,365
流動負債合計		273,021
固定負債		
長期借入金		21,075
固定負債合計		21,075
負債合計		294,096
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		140,000
利益剰余金		203,011
株主資本合計		343,011
純資産合計		343,011
負債純資産合計		637,107

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	165,608	630,641
売上原価	62,867	267,773
売上総利益	102,741	362,867
販売費及び一般管理費	75,256	187,054
営業利益	27,485	175,813
営業外収益		
受取利息	5	811
助成金収入	-	540
消費税等調整額	4,316	-
その他	126	185
営業外収益合計	4,448	1,536
営業外費用		
支払利息	70	552
株式交付費	361	690
その他	10	15
営業外費用合計	441	1,258
経常利益	31,492	176,092
税引前当期純利益	31,492	176,092
法人税、住民税及び事業税	18,101	82,313
法人税等調整額	5,660	2,822
法人税等合計	12,441	79,490
当期純利益	19,051	96,601

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
労務費	1	-	-	11,190	4.2
経費	2	66,073	100.0	255,986	95.8
計		66,073	100.0	267,176	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		3,206	
合計		66,073		270,383	
期末仕掛品たな卸高		3,206		2,609	
当期売上原価		62,867		267,773	

- (注) 1. 当事業年度から業務本部を設置し、当該部内で発生した人件費の一部を売上原価の労務費として計上しております。
2. 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	41,311	188,802
保険料	21,478	52,863
支払手数料	3,284	3,847

(原価計算の方法)  
当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	606,315
売上原価	263,704
売上総利益	342,611
販売費及び一般管理費	189,410
営業利益	153,200
営業外収益	
受取利息	29
その他	46
営業外収益合計	75
営業外費用	
支払利息	666
その他	8
営業外費用合計	675
経常利益	152,601
税引前四半期純利益	152,601
法人税等	65,578
四半期純利益	87,022

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	3,000	50,000
当期変動額		
新株の発行	47,000	90,000
当期変動額合計	47,000	90,000
当期末残高	50,000	140,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金		
当期首残高	335	19,387
当期変動額		
当期純利益	19,051	96,601
当期変動額合計	19,051	96,601
当期末残高	19,387	115,988
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	3,335	69,387
当期変動額		
新株の発行	47,000	90,000
当期純利益	19,051	96,601
当期変動額合計	66,051	186,601
当期末残高	69,387	255,988
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	3,335	69,387
当期変動額		
新株の発行	47,000	90,000
当期純利益	19,051	96,601
当期変動額合計	66,051	186,601
当期末残高	69,387	255,988

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	31,492	176,092
減価償却費	-	810
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3,037	2,578
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,420	2,043
受取利息	5	811
支払利息	70	552
株式交付費	361	690
売上債権の増減額（ は増加）	24,757	197,938
たな卸資産の増減額（ は増加）	3,225	856
前払費用の増減額（ は増加）	2,915	21,492
仕入債務の増減額（ は減少）	11,046	38,709
未払金の増減額（ は減少）	9,068	11,062
未払消費税等の増減額（ は減少）	-	16,313
その他	3,063	4,978
小計	22,530	32,733
利息の受取額	5	811
利息の支払額	70	552
法人税等の支払額	196	24,595
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,268	8,396
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	-	4,702
無形固定資産の取得による支出	-	2,016
敷金の差入による支出	273	8,570
貸付けによる支出	-	20,000
貸付金の回収による収入	-	20,000
その他	132	142
投資活動によるキャッシュ・フロー	406	15,432
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	3,000	80,000
短期借入金の返済による支出	-	10,000
長期借入れによる収入	5,000	30,000
長期借入金の返済による支出	360	3,219
株式の発行による収入	43,639	89,310
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,279	186,091
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	73,141	179,055
現金及び現金同等物の期首残高	3,152	76,293
現金及び現金同等物の期末残高	76,293	255,348



## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	152,601
減価償却費	1,308
賞与引当金の増減額（は減少）	2,058
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,582
受取利息	29
支払利息	666
売上債権の増減額（は増加）	101,629
たな卸資産の増減額（は増加）	158
前払費用の増減額（は増加）	13,972
仕入債務の増減額（は減少）	11,529
その他	5,779
小計	55,381
利息の受取額	29
利息の支払額	666
法人税等の支払額	77,330
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,586
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	119
無形固定資産の取得による支出	11,070
その他	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,789
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	150,000
短期借入金の返済による支出	103,336
長期借入金の返済による支出	6,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,602
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,225
現金及び現金同等物の期首残高	255,348
現金及び現金同等物の四半期末残高	261,574

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左  (2) 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 長期前払費用 均等償却によっております。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物・・・3～15年 工具、器具及び備品・・・5～6年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、為替差額は損益として処理しております。	同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【会計方針の変更】

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 )</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 )</p>
<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p> <p>(消費税等の会計処理の変更)</p> <p>下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第 3 項により、平成24年 3 月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>消費税等の会計処理については、従来税込方式によっておりましたが、課税事業者になったことを契機に、平成23年 4 月 1 日に開始する事業年度(翌事業年度)より税抜方式によっております。当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が8,280千円、売上総利益が6,127千円、営業利益が4,317千円減少しております。</p>	<p>(消費税等の会計処理の変更)</p> <p>消費税等の会計処理については、従来税込方式によっておりましたが、課税事業者になったことを契機に、当事業年度より税抜方式によっております。</p> <p>当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の損益計算書は、売上高が8,280千円、売上総利益が6,127千円、営業利益が4,317千円減少しております。</p>

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)</p> <p>下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年3月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>平成23年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>翌事業年度において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において区分掲記しておりました「保険積立金」(当事業年度398千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>平成23年4月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、区分掲記しておりました「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、当事業年度の貸借対照表において、「未収入金」に表示していた3,792千円は、「流動資産」の「その他」として組替えております。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「未収入金」に表示していた3,792千円は、「流動資産」の「その他」として組替えております。</p>

## 【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																		
販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。	販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。																																		
<table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>8,881千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>8,340</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>17,251</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>9,198</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>9,016</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>3,037</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,420</td></tr> </table>	広告宣伝費	8,881千円	役員報酬	8,340	給料手当	17,251	法定福利費	3,600	旅費交通費	9,198	支払報酬	9,016	貸倒引当金繰入額	3,037	賞与引当金繰入額	1,420	<table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>28,167千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>29,250</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>41,193</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>9,420</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>14,298</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>810</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>26,118</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>2,578</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>2,503</td></tr> </table>	広告宣伝費	28,167千円	役員報酬	29,250	給料手当	41,193	法定福利費	9,420	旅費交通費	14,298	減価償却費	810	支払報酬	26,118	貸倒引当金繰入額	2,578	賞与引当金繰入額	2,503
広告宣伝費	8,881千円																																		
役員報酬	8,340																																		
給料手当	17,251																																		
法定福利費	3,600																																		
旅費交通費	9,198																																		
支払報酬	9,016																																		
貸倒引当金繰入額	3,037																																		
賞与引当金繰入額	1,420																																		
広告宣伝費	28,167千円																																		
役員報酬	29,250																																		
給料手当	41,193																																		
法定福利費	9,420																																		
旅費交通費	14,298																																		
減価償却費	810																																		
支払報酬	26,118																																		
貸倒引当金繰入額	2,578																																		
賞与引当金繰入額	2,503																																		
おおよその割合	おおよその割合																																		
販売費 29%	販売費 26%																																		
一般管理費 71%	一般管理費 74%																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	60	940	-	1,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株主割当増資による増加	140株
第三者割当増資による増加	800株

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	11,250	-	12,250

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 9,000株

第三者割当増資による増加 2,250株

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）		当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	76,293千円	現金及び預金	255,348千円
現金及び現金同等物	76,293千円	現金及び現金同等物	255,348千円
2. 重要な非資金取引の内容			
現物出資の受入による資本金増加額	3,000千円		
現物出資の受入による短期借入金減少額	3,000千円		



## （リース取引関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利による調達を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	76,293	76,293	-
(2) 売掛金	31,664	31,664	-
(3) 未収入金	3,792	3,792	-
資産計	111,749	11,749	-
(4) 買掛金	13,410	13,410	-
(5) 未払金	10,536	10,536	-
(6) 未払法人税等	18,126	18,126	-
(7) 長期借入金( )	4,640	4,632	7
負債計	46,713	46,705	7

( ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	76,293	-	-	-
売掛金	31,664	-	-	-
未収入金	3,792	-	-	-
合計	111,749	-	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	720	720	720	720	720	1,040

当事業年度（平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事務所の賃借に伴う敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利による調達を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	255,348	255,348	-
(2) 受取手形	5,911	5,911	-
(3) 売掛金	223,692	223,692	-
(4) 敷金	7,959	7,942	17
資産計	492,911	492,893	17
(1) 買掛金	52,120	52,120	-
(2) 未払金	20,096	20,096	-
(3) 短期借入金	70,000	70,000	-
(4) 未払法人税等	77,347	77,347	-
(5) 未払消費税等	16,313	16,313	-
(6) 長期借入金( )	31,421	31,517	96
負債計	267,299	267,396	96

( ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 敷金

敷金の時価については、回収時期を合理的に見積もった期間に応じたリスクフリーレートで、回収予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	255,348	-	-	-
受取手形	5,911	-	-	-
売掛金	223,692	-	-	-
敷金	-	7,959	-	-
合計	484,951	7,959	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	5,004	5,361	5,004	5,004	5,004	6,044

## (有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．費用計上額及び科目名

売上原価 - 千円

販売費及び一般管理費 - 千円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社監査役 3名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 500株	普通株式 100株	普通株式 490株
付与日	平成23年 6月30日	平成23年 6月30日	平成24年 3月28日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成25年 7月 1日から 平成33年 6月29日まで	平成25年 7月 1日から 平成33年 6月29日まで	平成26年 3月29日から 平成33年 6月29日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	500	100	490
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	500	100	490
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	40,000	40,000	40,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

## 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額

及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額 - 円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 円

## （税効果会計関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1,149</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">652</td> </tr> <tr> <td>未払保険料</td> <td style="text-align: right;">2,499</td> </tr> <tr> <td>未払報酬</td> <td style="text-align: right;">769</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,666</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,736</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">1,076</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,076</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,660</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	貸倒引当金	1,149	賞与引当金	652	未払保険料	2,499	未払報酬	769	未払事業税	1,666	繰延税金資産合計	6,736	繰延税金負債		前払費用	1,076	繰延税金負債合計	1,076	繰延税金資産の純額	5,660	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">2,134</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,509</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,838</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,593</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">8,482</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	貸倒引当金	2,134	賞与引当金	1,509	未払事業税	4,838	資産除去債務	110	繰延税金資産小計	8,593	評価性引当額	110	繰延税金資産合計	8,482
繰延税金資産	(千円)																																						
貸倒引当金	1,149																																						
賞与引当金	652																																						
未払保険料	2,499																																						
未払報酬	769																																						
未払事業税	1,666																																						
繰延税金資産合計	6,736																																						
繰延税金負債																																							
前払費用	1,076																																						
繰延税金負債合計	1,076																																						
繰延税金資産の純額	5,660																																						
繰延税金資産	(千円)																																						
貸倒引当金	2,134																																						
賞与引当金	1,509																																						
未払事業税	4,838																																						
資産除去債務	110																																						
繰延税金資産小計	8,593																																						
評価性引当額	110																																						
繰延税金資産合計	8,482																																						
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">42.1</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に計上されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.0</td> </tr> <tr> <td>中小企業等に対する軽減税率の影響</td> <td style="text-align: right;">3.4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">39.5</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	42.1	(調整)		交際費等永久に損金に計上されない項目	0.1	住民税均等割	1.0	中小企業等に対する軽減税率の影響	3.4	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に計上されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>留保金課税</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">45.1</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に計上されない項目	0.2	住民税均等割	0.6	留保金課税	3.1	税率変更による期末繰延資産の減額修正	0.3	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1				
	(%)																																						
法定実効税率	42.1																																						
(調整)																																							
交際費等永久に損金に計上されない項目	0.1																																						
住民税均等割	1.0																																						
中小企業等に対する軽減税率の影響	3.4																																						
その他	0.3																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5																																						
	(%)																																						
法定実効税率	40.7																																						
(調整)																																							
交際費等永久に損金に計上されない項目	0.2																																						
住民税均等割	0.6																																						
留保金課税	3.1																																						
税率変更による期末繰延資産の減額修正	0.3																																						
その他	0.2																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1																																						
<p>3.</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が598千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が598千円、増加しております。</p>																																						



## （企業結合等関係）

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高および貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高および貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
タクトホーム株式会社	97,962

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

**（持分法損益等）**

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）3	科目	期末残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社等	Jibannet Pte.Ltd. (注) 1		(SG\$) 15,000	資産管理等	(被所有) 直接30.0	-	第三者割当 (注) 2	40,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. Jibannet Pte.Ltd.は平成24年 2月 1日付でHouseepo Pte.Ltd.に社名変更しております。

2. 平成23年 1月11日付の第三者割当増資であります。

発行価額は、独立した第三者による株価評価書を勘案し、決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）3	科目	期末残高（千円）
役員及び個人株主	山本 強			当社代表取締役社長	(被所有) 直接41.8 間接24.5	資金の貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注) 1	20,000 20,000 784	-	-
						債務の被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	101,421	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
1株当たり純資産額	17.35円	1株当たり純資産額	52.24円
1株当たり当期純利益金額	15.62円	1株当たり当期純利益金額	21.87円

（注）1．前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2．当社は平成23年6月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成23年6月30日付で株式1株につき10株、平成24年8月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## （会計方針の変更）

前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
<p>下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成24年3月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>平成23年4月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、翌事業年度に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりです。</p> <p>1株当たり純資産額 69,387.16円 1株当たり当期純利益金額 62,462.99円</p>	<p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりです。</p> <p>1株当たり純資産額 69,387.16円 1株当たり当期純利益金額 62,462.99円</p>

## 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純利益(千円)	19,051	96,601
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	19,051	96,601
普通株式の期中平均株式数(株)	1,220,000	4,418,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権3種類(新株予約権の数1,090個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

## 4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	69,387	255,988
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	69,387	255,988
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,000,000	4,900,000

## (重要な後発事象)

## (株式分割)

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成24年8月14日開催の取締役会において、平成24年8月29日を基準日として1株につき400株の割合をもって株式分割を行う旨の決議を、また平成24年8月29日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

## (1) 株式分割の概要

## 分割の方法

平成24年8月29日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき400株の割合をもって分割いたしました。

## 分割の日程

基準日 平成24年8月29日

効力発生日 平成24年8月29日

## 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 12,250株

今回の分割により増加する株式数 4,887,750株

株式分割後の発行済株式総数 4,900,000株

株式分割後の発行可能株式総数 19,600,000株

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## (2) 単元株制度の概要

平成24年8月29日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、1単元の株式数を100株としております。

## 【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

## 【会計方針の変更等】

当第2四半期累計期間  
(自平成24年4月1日  
至平成24年9月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。  
これによる損益に与える影響はありません。

## 【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間  
(自平成24年4月1日  
至平成24年9月30日)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
給料手当	40,461千円
貸倒引当金繰入額	3,582
賞与引当金繰入額	4,209

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	261,574千円
現金及び現金同等物	261,574千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末日後となるもの  
該当事項はありません。

## 3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。



（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	17円76銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	87,022
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純利益（千円）	87,022
普通株式の期中平均株式数（株）	4,900,000

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 2．当社は、平成24年8月29日付で普通株式1株につき普通株式400株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 【附属明細表】（平成24年3月31日現在）

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計 額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 帳簿価額 (千円)
有形固定資産							
建物	-	2,423	-	2,423	244	244	2,179
工具、器具及び備品	-	2,279	-	2,279	513	513	1,766
有形固定資産計	-	4,702	-	4,702	757	757	3,945
無形固定資産							
ソフトウェア	-	2,016	-	2,016	53	53	1,962
無形固定資産計	-	2,016	-	2,016	53	53	1,962
長期前払費用	399	376	-	775	447	210	328

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	70,000	1.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	720	5,004	1.8	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,920	26,417	1.8	平成25年4月1日～ 平成30年7月31日
合計	4,640	101,421	-	-

（注）1．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,361	5,004	5,004	5,004

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,037	5,506	-	2,927	5,616
賞与引当金	1,420	3,463	1,420	-	3,463

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## 【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	161
預金	
普通預金	255,186
合計	255,348

## 受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)ホーク・ワン	5,261
(株)秀光ビルド	650
合計	5,911

## 期日別内訳

期日	金額（千円）
平成24年4月満期	1,648
平成24年5月満期	758
平成24年6月満期	1,286
平成24年7月満期	2,217
合計	5,911

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
タクトホーム(株)	38,740
(株)三栄建築設計	32,340
大阪ホーム販売(株)	16,358
(株)ホーク・ワン	13,052
(株)秀光ビルド	8,453
その他	114,746
合計	223,692

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div (B)$
31,664	662,173	470,145	223,692	67.8	70.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 仕掛品

区分	金額(千円)
調査解析等仕掛案件	2,609
合計	2,609

## 買掛金

相手先	金額(千円)
富士火災海上保険(株)	15,745
(同)demisemi	9,594
(株)FORT	8,793
(株)JFDエンジニアリング	4,337
(有)エルエルアイ	3,208
その他	10,440
合計	52,120

## 短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)りそな銀行	50,000
西武信用金庫	20,000
合計	70,000

## 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	52,186
未払住民税	12,911
未払事業税	12,249
合計	77,347

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  (注)1
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、 日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://jibannet.co.jp/">http://jibannet.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

当社は、平成20年6月25日設立のため、第1期は平成20年6月25日から平成21年3月31日までの9ヶ月と6日間であります。



## 1【貸借対照表】

(単位：千円)

	第1期 (平成21年3月31日)	第2期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,292	3,152
売掛金	786	6,907
前払費用	-	135
その他	-	97
流動資産合計	4,079	10,291
固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	-	140
保険積立金	132	265
敷金	-	240
投資その他の資産合計	132	645
固定資産合計	132	645
資産合計	4,212	10,937

(単位：千円)

	第1期 (平成21年3月31日)	第2期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	672	2,363
未払金	261	1,468
未払費用	-	3,547
未払法人税等	90	221
預り金	172	-
流動負債合計	1,196	7,601
負債合計	1,196	7,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,000	3,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15	335
利益剰余金合計	15	335
株主資本合計	3,015	3,335
純資産合計	3,015	3,335
負債純資産合計	4,212	10,937

## 2【損益計算書】

（単位：千円）

	第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	7,320	29,834
売上原価	1,947	14,382
売上総利益	5,372	15,452
販売費及び一般管理費	5,398	15,291
営業利益又は営業損失( )	26	160
営業外収益		
受取利息	0	1
消費税等調整額	132	379
営業外収益合計	132	381
経常利益	106	542
税引前当期純利益	106	542
法人税、住民税及び事業税	90	222
当期純利益	15	319

## 3【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	-	3,000
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期変動額合計	3,000	-
当期末残高	3,000	3,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	-	15
当期変動額		
当期純利益	15	319
当期変動額合計	15	319
当期末残高	15	335
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	-	3,015
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益	15	319
当期変動額合計	3,015	319
当期末残高	3,015	3,335
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	-	3,015
当期変動額		
新株の発行	3,000	-
当期純利益	15	319
当期変動額合計	3,015	319
当期末残高	3,015	3,335

## 【重要な会計方針】

項目	第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権がないため、貸倒引当金を計上していません。	貸倒引当金 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【追加情報】

第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
平成23年4月1日に開始する事業年度（第4期）より、消費税等の会計処理については、税込方式から税抜方式に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。 この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が366千円、売上総利益が268千円減少し、営業損失が132千円増加しております。	平成23年4月1日に開始する事業年度（第4期）より、消費税等の会計処理については、税込方式から税抜方式に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。 この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が1,491千円、売上総利益が772千円、営業利益が379千円減少しております。

## 【注記事項】

(損益計算書関係)

第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																								
販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。	販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。																								
<table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>519千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>270</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>836</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>581</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>180</td></tr> </table>	広告宣伝費	519千円	役員報酬	2,100	給料手当	270	旅費交通費	836	消耗品費	581	支払報酬	180	<table> <tr><td>役員報酬</td><td>5,600千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>940</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>1,868</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>1,203</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>1,203</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>1,193</td></tr> </table>	役員報酬	5,600千円	給料手当	940	旅費交通費	1,868	消耗品費	1,203	地代家賃	1,203	支払報酬	1,193
広告宣伝費	519千円																								
役員報酬	2,100																								
給料手当	270																								
旅費交通費	836																								
消耗品費	581																								
支払報酬	180																								
役員報酬	5,600千円																								
給料手当	940																								
旅費交通費	1,868																								
消耗品費	1,203																								
地代家賃	1,203																								
支払報酬	1,193																								
おおよその割合	おおよその割合																								
<table> <tr><td>販売費</td><td>32%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>68%</td></tr> </table>	販売費	32%	一般管理費	68%	<table> <tr><td>販売費</td><td>21%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>79%</td></tr> </table>	販売費	21%	一般管理費	79%																
販売費	32%																								
一般管理費	68%																								
販売費	21%																								
一般管理費	79%																								

(株主資本等変動計算書関係)

第1期(自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	60	-	60

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加60株は、会社設立による増加であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第2期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	60	-	-	60

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第1期（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第2期（平成22年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金は自己資本を充当し、銀行借入等による調達は行っていません。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っていません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金、未払金等は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,152	3,152	-
(2) 売掛金	6,907	6,907	-
資産計	10,059	10,059	-
(3) 買掛金	2,363	2,363	-
(4) 未払金	1,468	1,468	-
負債計	3,831	3,831	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (3) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,152	-	-	-
売掛金	6,907	-	-	-
合計	10,059	-	-	-

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。



## （有価証券関係）

第1期（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第1期（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第1期（平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （ストック・オプション等関係）

第1期（自平成20年6月25日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

第1期 (平成21年3月31日)	第2期 (平成22年3月31日)																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	2	繰延税金資産小計	2	評価性引当額	2	繰延税金資産合計	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	12	繰延税金資産小計	12	評価性引当額	12	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産	(千円)																				
未払事業税	2																				
繰延税金資産小計	2																				
評価性引当額	2																				
繰延税金資産合計	-																				
繰延税金資産	(千円)																				
未払事業税	12																				
繰延税金資産小計	12																				
評価性引当額	12																				
繰延税金資産合計	-																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.9</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.8</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">49.4</td> </tr> <tr> <td>中小企業等に対する軽減税率の影響</td> <td style="text-align: right;">14.7</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">85.0</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.9	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8	住民税均等割額	49.4	中小企業等に対する軽減税率の影響	14.7	評価性引当額	2.3	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.0	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>		
	(%)																				
法定実効税率	40.9																				
(調整)																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.8																				
住民税均等割額	49.4																				
中小企業等に対する軽減税率の影響	14.7																				
評価性引当額	2.3																				
その他	0.3																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.0																				

## （企業結合等関係）

第1期（自平成20年6月25日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

第2期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （追加情報）

当事業年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

## （持分法損益等）

第1期（自平成20年6月25日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

第1期（自平成20年6月25日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 50,266.08円	1株当たり純資産額 55,599.13円
1株当たり当期純利益金額 266.08円	1株当たり当期純利益金額 5,333.05円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第1期 (自平成20年6月25日 至平成21年3月31日)	第2期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益（千円）	15	319
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	15	319
普通株式の期中平均株式数（株）	60	60

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第1期 (平成21年3月31日)	第2期 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	3,015	3,335
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
(うち新株予約権)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	3,015	3,335
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	60	60

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成23年3月22日	Jibannet Pte.Ltd. Director TSUYOSHI YAMAMOTO	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore	特別利害関係者等(役員により議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	Asia Web Media Pte.Ltd. Director YUKIO MIYAMAE	10 Anson Road #21-07 International Plaza Singapore	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100	5,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成23年3月22日	Jibannet Pte.Ltd. Director TSUYOSHI YAMAMOTO	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore	特別利害関係者等(役員により議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	山本 強	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	400	20,000,000 (50,000) (注)4	所有者の事情による
平成24年3月29日	山本 強	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	Asia Web Media Pte.Ltd. Director YUKIO MIYAMAE	10 Anson Road #21-07 International Plaza Singapore	特別利害関係者等(大株主上位10名)	625	25,000,000 (40,000) (注)5	所有者の事情による
平成24年3月29日	山本 強	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	齊藤 福光	東京都大田区	特別利害関係者等(当社取締役)	175	7,000,000 (40,000) (注)5	所有者の事情による
平成24年3月29日	山本 強	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	松木 大輔	東京都文京区	特別利害関係者等(当社監査役)	75	3,000,000 (40,000) (注)5	所有者の事情による

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成22年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に

応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4．移動価格算定方式は次のとおりです。

純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

5．移動価格算定方式は次のとおりです。

D C F（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

6．平成23年6月30日開催の取締役会決議により、平成23年6月30日付で普通株式1株につき10株、平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

7．Jibannet Pte.Ltd.は平成24年2月1日付でHouseepo Pte.Ltd.に社名変更しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式
発行年月日	平成23年1月11日	平成23年10月14日
種類	普通株式	普通株式
発行数	800株 (注)7	2,250株 (注)7
発行価格	50,000円 (注)4	40,000円 (注)5
資本組入額	50,000円	40,000円
発行価額の総額	40,000,000円	90,000,000円
資本組入額の総額	40,000,000円	90,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約		(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成23年6月30日	平成23年6月30日	平成24年3月28日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 500株 (注)7	普通株式 100株 (注)7	普通株式 490株 (注)7
発行価格	1株につき40,000円 (注)5	1株につき40,000円 (注)5	1株につき40,000円 (注)5
資本組入額	20,000円	20,000円	20,000円
発行価額の総額	20,000,000円	4,000,000円	19,600,000円
資本組入額の総額	10,000,000円	2,000,000円	9,800,000円
発行方法	平成23年6月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成23年6月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成24年3月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3



- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成24年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、純資産方式により算出した価格により決定いたしました。
5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき40,000円	1株につき40,000円	1株につき40,000円
行使期間	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	平成26年3月29日から 平成33年6月29日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 平成23年6月30日開催の取締役会により、平成23年6月30日付で、1株を10株、平成24年8月14日開催の取締役会により、平成24年8月29日付で、1株を400株とする株式分割を行っておりますが、発行年月日が基準日以前の普通株式及び新株予約権に係る発行数、発行価格及び資本組入額は、分割前の数値を記載しております。
8. 新株予約権 については、平成24年10月31日現在、退職等により従業員4名24,000株分の権利が喪失しております。

## 2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Jibannet Pte.Ltd. Director TSUYOSHI YAMAMOTO 資本金 15,000 (SG\$)	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore	資産運用業	800	40,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (役員により議決権の過半数を所有されている会社)

(注) Jibannet Pte.Ltd.は平成24年2月1日付でHouseepo Pte.Ltd.に社名変更しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 橋本 仁宏	東京都中央区日本橋 1-7-17	投資事業組合	1,000	40,000,000 (40,000)	-
西武しんきんキャピタル企業投資1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 西武しんきんキャピタル株式会社 代表取締役 榊原 隆	東京都中野区中野 2-29-10	投資事業組合	750	30,000,000 (40,000)	-
三生5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三生キャピタル株式会社 代表取締役社長 中島 潔	東京都中央区日本橋本町 1-9-2	投資事業組合	500	20,000,000 (40,000)	-

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
齊藤 福光	東京都大田区	会社役員	250	10,000,000 (40,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
平野 圭一	愛知県名古屋市西区	会社役員	250	10,000,000 (40,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中野 鍾	千葉県四街道市	会社役員	50	2,000,000 (40,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
松木 大輔	東京都文京区	会社役員	25	1,000,000 (40,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
樋口 俊輔	東京都中央区	会社役員	25	1,000,000 (40,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

## 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
荒川 高広	大阪府大阪市東淀川区	会社員	35	1,400,000 (40,000)	当社従業員
伊東 洋一	京都府京都市西京区	会社員	35	1,400,000 (40,000)	当社従業員
田中 誠	東京都江戸川区	会社員	30	1,200,000 (40,000)	当社従業員
池尻 浩一	大阪府大阪市中央区	会社員	30	1,200,000 (40,000)	当社従業員
城戸 祐樹	埼玉県蕨市	会社員	30	1,200,000 (40,000)	当社従業員
茶屋 千尋	神奈川県川崎市麻生区	会社員	25	1,000,000 (40,000)	当社従業員
野村 佑哉	茨城県守谷市	会社員	25	1,000,000 (40,000)	当社従業員
高畑 貴美子	埼玉県春日部市	会社員	25	1,000,000 (40,000)	当社従業員
武元 優己	大阪府阪南市	会社員	25	1,000,000 (40,000)	当社従業員
谷田部 圭	千葉県松戸市	会社員	25	1,000,000 (40,000)	当社従業員
相山 俊一	東京都小平市	会社員	20	800,000 (40,000)	当社従業員
富田 圭那	北海道札幌市中央区	会社員	20	800,000 (40,000)	当社従業員
数野 早奈枝	東京都北区	会社員	20	800,000 (40,000)	当社従業員
平山 瞳	大阪府豊中市	会社員	20	800,000 (40,000)	当社従業員
千田 しのぶ	北海道札幌市豊平区	会社員	20	800,000 (40,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
植田 光信	東京都墨田区	会社員	15	600,000 (40,000)	当社従業員
西谷 久史	大阪府大阪市住吉区	会社員	10	400,000 (40,000)	当社従業員
平野 麻央	愛知県名古屋市西区	会社員	10	400,000 (40,000)	当社従業員
寺澤 美砂	東京都練馬区	会社員	10	400,000 (40,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成23年6月30日開催の取締役会決議により、平成23年6月30日付で普通株式1株につき10株、平成24年8月14日開催の取締役会決議により、平成24年8月29日付で1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
山本 強 1, 2	千葉県八千代市	2,050,000	38.59
Houseepo Pte.Ltd. 1, 3 （常任代理人 山本 強）	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore （千葉県八千代市）	1,200,000	22.59
Asia Web Media Pte.Ltd. 1 （常任代理人 山崎 友揮）	10 Anson Road #21-07 International Plaza Singapore （東京都千代田区）	650,000	12.24
三菱UFJキャピタル3号投資 事業有限責任組合 1	東京都中央区日本橋1-7-17	400,000	7.53
西武しんきんキャピタル企業投 資1号投資事業有限責任組合 1	東京都中野区中野2-29-10	300,000	5.65
三生5号投資事業有限責任組合 1	東京都中央区日本橋本町1-9-2	200,000	3.77
齊藤 福光 1, 4	東京都大田区	170,000 (100,000)	3.20 (1.88)
平野 圭一 4	愛知県名古屋市西区	100,000 (100,000)	1.88 (1.88)
松木 大輔 1, 5	東京都文京区	40,000 (10,000)	0.75 (0.19)
中野 鍾 5	千葉県四街道市	20,000 (20,000)	0.38 (0.38)
荒川 高広 6	大阪府大阪市東淀川区	14,000 (14,000)	0.26 (0.26)
伊東 洋一 6	京都府京都市西京区	14,000 (14,000)	0.26 (0.26)
田中 誠 4	東京都江戸川区	12,000 (12,000)	0.23 (0.23)
城戸 祐樹 6	埼玉県蕨市	12,000 (12,000)	0.23 (0.23)
池尻 浩一 6	大阪府大阪市中央区	12,000 (12,000)	0.23 (0.23)
樋口 俊輔 5	東京都中央区	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
茶屋 千尋 6	神奈川県川崎市麻生区	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
野村 佑哉 6	茨城県守谷市	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
高畑 貴美子 6	埼玉県春日部市	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
武元 優己 6	大阪府阪南市	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)
谷田部 圭 6	千葉県松戸市	10,000 (10,000)	0.19 (0.19)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
相山 俊一 6	東京都小平市	8,000 (8,000)	0.15 (0.15)
富田 圭那 6	北海道札幌市中央区	8,000 (8,000)	0.15 (0.15)
数野 早奈枝 6	東京都北区	8,000 (8,000)	0.15 (0.15)
平山 瞳 6	大阪府豊中市	8,000 (8,000)	0.15 (0.15)
千田 しのぶ 6	北海道札幌市豊平区	8,000 (8,000)	0.15 (0.15)
植田 光信 6	東京都墨田区	6,000 (6,000)	0.11 (0.11)
西谷 久史 6	大阪府大阪市住吉区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
平野 麻央 6	愛知県名古屋市西区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
寺澤 美砂 6	東京都練馬区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
計	-	5,312,000 (412,000)	100.00 (7.76)

（注）１．「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- １ 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ２ 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
- ３ 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社）
- ４ 特別利害関係者等（当社取締役）
- ５ 特別利害関係者等（当社監査役）
- ６ 当社従業員

２．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月9日

地盤ネット株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本保範
--------------------	------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田敦士
--------------------	------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている地盤ネット株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネット株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月9日

地盤ネット株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保 範指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている地盤ネット株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネット株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年8月14日開催の取締役会決議に基づき、平成24年8月29日付をもって普通株式1株を400株とする株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

地盤ネット株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保 範指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている地盤ネット株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第5期事業年度の第2四半期会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、地盤ネット株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。